

令和2年白川町議会第2回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 令和2年6月18日（木）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名者の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議員派遣について |
| 日程第4 | 一般質問 |
| 日程第5 | 議第22号 白川町ライフライン保全対策事業分担金徴収条例
の制定について |
| 日程第6 | 議第23号 白川町非消防団員等公務災害補償条例の全部を改正
する条例について |
| 日程第7 | 議第24号 白川町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議第25号 白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例につ
いて |
| | 議第26号 白川町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正
する条例について |
| 日程第9 | 議第27号 白川町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議第28号 白川町社会体育施設条例の一部を改正する条例につ
いて |
| 日程第11 | 議第29号 令和2年度白川町一般会計補正予算（第3号） |
| | 議第30号 令和2年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第1
号） |

3. 出席議員 1番 今井昌平君、 2番 佐伯好典君、 3番 梅田みつよ君、
4番 藤井宏之君、 5番 服部圭子君、 6番 嶋田有康君、
7番 細江茂樹君、 8番 安江孝弘君、 9番 渡邊昌俊君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 横家敏昭君、	副町長 佐伯正貴君、
教育長 鈴木雅史君、	総務課長 安江章君、
企画課長 長尾弘巳君、	町民課長 藤井勝則君、
保健福祉課長 杉山哉史君、	農林課長 三宅正仁君、
建設環境課長 藤井充宏君、	教育課長 藤井寿弘君、
会計管理者 加藤博史君	

6. 職務のために出席した者

事務局長 大岩 裕 樹君、 書 記 川 上 真 理君、
書 記 今 井 寧 奈君

7. 会議の経過

(議長 9 番 渡邊昌俊君)

- 議 長 皆さん、おはようございます。本日は令和2年白川町議会第2回定例会が招集されまして全議員の皆さん、そして町長さんはじめ町執行部の皆さん全員お揃いの上、こうして開会できますことに感謝し、開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

今年も早6月半ばとなりまして、梅雨の季節でございます。町内においては田植えや一番茶の作業も終わり、野山は初夏一色。自然界は何事もなかったように季節の移ろいを見せてくれております。さて、人間社会においては新型コロナウイルスの感染が短期間のうちに世界中に広がりまして、パンデミックが現実のものとなってきました。そうした中で日本においては、第1次感染は収束しつつあります。また緊急事態宣言も解除となり、6月からは学校を始め社会活動が平常通りに戻りつつあります。この新型コロナウイルス感染者は国内においては今日現在1万7637人が感染し、死亡者は939人と発表されております。亡くなられた方に心からお悔やみを申し上げたいと思います。

幸いにも白川町においては、今のところ一人の感染者も出ておりません。町民の皆様一人ひとりが国や県そして町のご指導にご協力いただき、3蜜等をしっかり守った結果だと思っております。町民の皆様に心から感謝を申し上げたいと思います。

今月から社会は平常の生活に少しずつ戻りつつありますが、子どもたちの生活リズムの取り戻しや商工業者の経済活動の低迷等、以前の状態に戻るまでには時間が掛かると思います。国、県からの各支援と合わせ、町としても今までにできることはやっけていただいておりますが、今回の議会の補正予算で更なる支援策が盛り込まれております。議員の皆様のご審議をよろしくお願いを申し上げます。

最後に新型コロナウイルスの第2次感染拡大が起こらないことと、町民の皆様が以前のような平穏な生活に早く取り戻せますこと、そして早く新型コロナウイルスワクチンの特効薬が開発されますことを祈念申し上げ、開会にあつての私の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

本日の会議中、CCNETによる中継録画及び広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知ください。

- 議 長 ただ今の出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。
- 議 長 ただ今から令和2年白川町議会第2回定例会を開会します。

- 議 長 会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。
(事務局長 大岩裕樹君)
- 事務局長 令和2年5月27日、第1回臨時会閉会以降の諸般の報告をした。
なお、地方自治法施行令第146条第2項の規定による「報第1号 一般会計の繰越明許費繰越計算書」、「報第2号 簡易水道特別会計の繰越明許費繰越計算書」、「報第3号 地域振興券交付事業特別会計の繰越明許費繰越計算書」、「報第4号 一般会計の事故繰越し計算書」について、町長から議会に報告されましたのでその写しを、また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、「株式会社美濃白川クオーレの里」、「有限会社白川町農業開発」、「有限会社てまひまグループ」、「有限会社白川野菜村チャオ」、「一般社団法人美濃白川楽集館」、「株式会社佐見とうふ豆の力」の6つの法人から令和元年度事業報告書、収支決算書及び令和2年度事業計画並びに収支予算書が提出されましたので、その写しをお手元に配布しておりますのでよろしくお願い致します。
- 議 長 ただちに本日の会議を開きます。
◇日程第1 会議録署名者の指名
- 議 長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。
- 議 長 会議録署名者は白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、4番 藤井宏之君、5番 服部圭子君を指名します。
◇日程第2 会期の決定
- 議 長 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
- 議 長 お諮りします。
今期定例会の会期は、本日から23日までの6日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日から23日までの6日間と決定しました。
- 議 長 ここで町長から発言の許可を求められておりますのでこれを許します。
町長。
(町長 横家敏昭君 登壇)
- 町 長 本日ここに令和2年白川町議会第2回定例会を招集しましたところ議員全員のご参集を頂き、感謝申し上げます。
梅雨入り後1週間、コロナ対策のマスクが梅雨の蒸し暑さを倍増させ、力の弱いお年寄りや子供たちの夏越しが心配です。
「新型コロナが終わったら何がしたい」といった無邪気な声が聞かれました

が、今後は「コロナありきの社会」へと考え方を改めなければなりません。今まで漠然と続けていた会議など遠方まで出かけ、時間と労力の無駄を薄々感じていたのが、より充実したやり方があることを知りました。

もう一つ知らされたことは「人間性」ということです。今、世界中の人々が目に見えないものに恐れおののいています。買い占めなどの行為は、不安から逃れたいという心情の表われでしょう。しかし、物で一時的に不安を解消できても結局は悪循環を生みます。一方、分かち合いの心は、実際に手に入るものは半分になっても、安らぎを生みます。「お互い様」の在り方が、どれほど勇気と力を与えるかもしれません。恵那岩村出身の明治の教育者である下田歌子は、「激動期に生まれたことは有意義なことだ」とした上で、個人の行動が国際社会にまで影響を及ぼすとしています。ことに情報社会においては、無責任なデマも一瞬で広がります。勧善懲悪のような二分化した見方をせず、落ち着いた振る舞いができる人が増えていけば、社会全体が乱れることも少なくなります。

今回の政府による新型コロナ感染予防対策について、あれこれ批判する人は多いですが、意見を出すことは大切で、福沢諭吉が言っているように「国を支えて国を頼らず」、つまりまず一人ひとりが「自ら考え、自ら動き家庭、地域、国を支えていくこと」が自立国家の個人の在り方だと思います。

今回の新型コロナ感染症に関して、町民の皆様には、事業の休業、帰省や不要不急の外出に対する自粛をお願いしたり、学校の臨時休校等多大な負担をお願いしました。おかげさまで第一波の感染は抑えることができました。ご協力に感謝申し上げます。

危機管理においては、「空振りは許されるが、見逃しは許されない」とあります。空振りをするには勇気が必要です。コロナに加え、土砂災害などに注意しなければならない時期となります。町民の安心、安全を第一と考え、万全を期していきます。更なるご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。本定例会に提出いたしました議案は、条例の制定について1件、条例の全部改正について1件、条例の一部改正について5件、令和2年度 一般会計補正予算（第3号）、令和2年度 簡易水道特別会計補正予算（第1号）1件の合わせて9件を上程しております。このほか農業委員会委員の選任に過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするについての議会同意並びに農業委員任命に係る人事案件14件を予定しております。

議第22号は条例の制定で、ライフライン保全対策事業を実施するにあたり、特に利益を受ける一般電気事業者から分担金を徴収するため、白川町ライフラ

イン保全対策事業分担金徴収条例を制定するものであります。

議第 2 3 号は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、白川町消防団員等公務災害補償条例の全部を改正しようとするものであります。

議第 2 4 号から議第 2 8 号は、条例の一部改正であります。

議第 2 4 号は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行による個人番号通知カードの廃止に伴い、再発行手数料について所要の改正をしようとするもので、議第 2 5 号及び 2 6 号は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被用者である被保険者が感染した場合又は感染が疑われる場合に支給される傷病手当金や、その取扱い事務について定めるため、議第 2 7 号は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における第 1 号被保険者に係る介護保険料の減免の特例に関する規定等を整備するため、議第 2 8 号は、学校統合により、廃校となった旧白川小学校の施設を社会体育施設として活用するため、それぞれ所要の改正をしようとするものであります。

議第 2 9 号は、令和 2 年度白川町一般会計補正予算（第 3 号）であります。今回の補正では、1 億 6, 8 3 7 万円を追加して、補正後の予算総額を 7 1 億 9 7 万円とするもので、当初予算編成以降に生じた会計年度任用職員の給与階級決定等に伴う人件費調整のほか、所要の補正を行うものであります。主な内容といたしまして、議会費では、議事録作成委託にかかる経費を追加、

総務費では、新型コロナウイルス感染予防対策経費、佐見自治協議会へのコミュニティ助成事業補助金、住民記録システム改修にかかる経費を追加、民生費では、白竹の里改修事業延期による補助金減額、住宅災害復旧事業補助金を追加、衛生費では、予防接種障害年金、環境調査委託費や簡易水道特別会計への施設改良費の繰出金を追加、農林水産業費のうち農業費では、人・農地プラン図面作成委託、環境保全型農業直接支払交付金やお茶の需要低迷に伴う茶業振興対策経費を追加、商工費では、創業支援補助金を追加、土木費では、久室地内で実施している急傾斜地崩壊対策工事費や町営住宅大寺口団地等の修繕にかかる調査費、修繕料を追加、消防費では、操法大会中止による事業費の減額、気象河川情報収集システム機器更新にかかる経費や避難所における新型コロナウイルス感染予防対策経費を追加、教育費では、G I G A スクール構想に対応した学校用ネットワーク関連機器、タブレット端末の購入費、和泉地内のスクールバス待合所整備補助金や黒川中学校の消防設備修繕費等をそれぞれ計上し、

その他当面必要な事業について補正をお願いするものであります。

これに対する歳入予算として、国庫支出金では、6,708万円を増額、県支出金では、190万円を増額、繰入金では、1,000万円を増額、諸収入では、190万円を増額、町債では、5,430万円を増額、繰越金では、3,318万円を追加して収支の均衡を図りました。

議第30号は、令和2年度簡易水道特別会計補正予算（第1号）で、水道施設の施設改良に伴う調査設計費及び工事費として1,860万円を追加し、補正後の予算総額を5億7,360万円とするものであります。

以上、今定例会に提案いたしました諸議案についてその概要を説明してまいりましたが、詳細につきましては、議事の進行に従いまして補足説明を申し上げたいと存じます。

幸いにして、議員各位のご賛同により議決を賜りますならば、全力を傾注して的確な執行を図って参る所存であります。何卒、議員各位の一層のご理解と町民各位の絶大なるご協力を賜りますよう切にお願い申し上げ、私の説明を終わらせていただきます。

◇日程第3 議員派遣について

○ 議 長 日程第3「議員派遣について」を議題とします。

○ 議 長 お諮りします。

議員派遣については、白川町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布しました派遣案のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって議員派遣につきましては、別紙、派遣案のとおり決しました。

○ 議 長 お諮りします。

本派遣案の記載事項に変更等が生じた場合の修正を議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって記載事項に変更が生じた場合の修正は議長に一任いただくことに決しました。

◇日程第4 一般質問

○ 議 長 日程第4「一般質問」を行います。

今回の定例会には、5名の通告がありますので、通告順にこれを許します。

なお、一般質問については、申し合わせにより、今までの大項目ごとにまとめて質問する一括方式と、小項目ごとに質問する一問一答方式の選択制としております。一括方式はこれまでどおり、質問回数は、一つの件名ごとに3回まで、制限時間は答弁を含め、1時間以内とします。一問一答方式は、質問回数に制限はなく、制限時間は質問のみで30分とし、執行部には反問権を認めております。

また再質問、再々質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等はしないようお願いします。簡潔明瞭に質問、答弁をされるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるようお願い申し上げます。

○ 議長 8番 安江孝弘君。
(8番 安江孝弘君)

○ 8番 議長のお許しをいただきましたので、私は一括方式で一般質問をさせていただきます。

その前に議長、町長に一言お願いを申し上げたい。白川町の名声を高めてまいりました東濃桜そして白川茶、非常に白川町のこれからを心配いたしております。そのお茶はどこを見ても安くなり、売れないという大変な事態になっています。そして、東濃桜においても今市場を見ても空っぽになってしまい、何千円という安値になったために立木が出てなくなっています。この東濃桜とお茶は白川町を今まで支えていただいた大変重大な2品目でございます。どうか、議長、町長においては、このことについて格別のご理解とご指導をしていただくことをお願いをして私の質問に入らせていただきます。

私は買い物弱者支援策のその後についてお尋ねをしたいと思います。

まずは、現在のコロナ禍における町民や商工業者に対する各種支援策について、町として迅速な対応をしていただいておりますことに感謝申し上げます。

そこで、私からは買い物弱者支援策その後についてお尋ねします。この件につきましては、現在も佐見地区や宇津尾地区の移動販売を善意でされているスーパーマツオカと協議され、移動販売地域の拡充を図る目的で、平成30年度の当初予算のなかで広域連携の移動販売モデル事業の補助金として予算計上したものの、住民の要望が少なかったことや町内小売店の保護等の問題から不執行になったものと記憶しています。

あれから、3年間近く経過しており、高齢化も当初より進展していると思います。また、自動車等の免許の自主返納も多くあると聞き及んでいます。私のもとには、公共交通での移動はコロナも怖いし、なかなか買い物にも行けないが何とかならないものかとの声が多く寄せられております。

今般、町の地域振興券と美濃白川ポイントカード会で使用できる商品券を町民全員に配布して、4千万円を超える予算を執行しておりますが、これらが使用さ

れなければ全く意味のないものとなってしまいます。町民の生活支援と町内小売店への売上支援のこれらを両立させる施策として、町はどのようにお考えかお尋ねします。

また、私は町の施策が一方的とならぬよう、町の観光協会に保冷車等をリースして、会員である小売店の商品を移動販売することで、買い物弱者への支援、小売店への売上支援、そして会員としてのメリットがないということで脱退がある観光協会のイメージ脱却と会員増強に繋がるものと確信しておりますが、この私の提案について町として本気で取り組む気があるのか、ないのかをお尋ねします。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

保健福祉課長。

(保健福祉課長 杉山哉史君 登壇)

○ 保健福祉課長 8番安江議員の一般質問「買い物弱者支援策のその後」について、答弁させていただきます。

質問にありました買い物弱者支援としての移動販売モデル事業については、平成30年度からの実施に向けて下呂市や事業者との協議を進め、一旦は3年間で250万円の助成により10年間事業を継続することで、白北と佐見地域での実施について合意に至り、予算計上を行いました。しかしながら、その後の協議や調査の中で、十分なニーズがないことや町内の小売業者への影響、地域公共交通やヘルパーの家事援助の利用が可能なことなどから、最終的には事業実施の見送りを決定したものであります。

移動販売については、以前には一部の町内事業者によって行われていたこともありましたが、現在では、下呂市の事業者が佐見地区を週4回巡回して販売しているのみとなっています。1日に約40戸を巡回しておられますが、採算的には非常に厳しい状況ということです。

買い物支援に対する町民の声としては、社会福祉協議会に委託している生活支援コーディネーターが町内の高齢者世帯742世帯を訪問して、困りごと調査を行っております。その中で、買い物に困っているという答えは12件でした。佐見地区においては、0件であり移動販売を利用しているという声が多かったということでした。

また、買い物支援としては、先ほど申し上げたとおり、地域公共交通「おでかけしらかわ」を利用することによって、自宅から商店までの移動が可能になりますし、介護保険事業ではホームヘルパーの家事援助によって買い物代行を行うこともできます。公共交通の利用が困難な方は、社会福祉協議会の移送サービスが利用できますし、介護予防教室の帰りに商店に立ち寄るということも行われています。また、社会福祉協議会では昨年、日常生活の困りごとを手助けしてくれる

町内の商店や団体などを調査し、「生活お助けサービス一覧表」を作成し、町内の高齢者世帯に配布しております。この中には、商品の配達や出張サービスなどの情報が掲載されていますので、ぜひご利用いただきたいと思います。

独居の方や高齢者世帯が増える中、住み慣れた地域で安心して生活が続けられる社会を作ることは町の大きな課題であります。町では、買い物支援に限らず、ちょっとした身の回りの生活支援を地域内で補っていく、地域生活支援体制づくりを進めているところでありますので、町民の皆さんのご理解ご協力をお願いし答弁いたします。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

(8番 安江孝弘君)

○ 8 番 今、課長から答弁をいただきました。それで済むことであれば、結構であると思いますけども、それでもそうしたことの利用ができない方が、まだまだたくさんあると思うし、社会福祉協議会あるいはそうした立場のある方々が、老人福祉の問題から、一人ひとりの注文を聞いて買ってあげるというシステムにはなっておらないと思うし、また、課長の答弁を聞いておりますと、ほとんどそういうことはない、いわゆる全部がヘルパーやあるいはそれぞれの地域でできているという話ですけども、しかし、白川町には大手の商店が入ってきてほとんど個人で売っておられる小売商店等はなくなってしまいました。黒川では1件ぐらいあると思います。他はほとんどスーパー等が入ってきて、そこへまた白川のバス等が入って買い物をしていられる人もあります。しかし、まったく動けない人は、そういう話の中で販売車の中で買いたいというそういう方も電話での話がございました。やはり一人ひとりがそういう形、大半がそうだからといって、今佐見から宇津尾は購入されているかなりの人が買い物に出て行ってお見えになります。やっぱり売りにいけば、地域の健康の方でも若い人でも、販売車に来て買っただけなのが現実であることは事実なんです。やはり個人でやろうとすると販売車、冷凍車等を作るにはかなりのお金も掛かります。だから、こうしたものに町が作り上げて、それを貸してなり、運転手を雇うなりして町としてそういうものができないかという中で私は質問をしたわけでございます。

今のようにそうだから心配ないんだといけばそれで結構ですけど、そうでない方もあることは事実なんです。だから、そういうことをきめ細かな町政をやろうとすれば、やはりお年寄りやそうした方々の心配に町として何とかしてやるのが、私は当たり前であるし、また若い者たちのそういう支援策をするのが当然であると思いますが、そのことについて、それをやらないって言うのであれば、はっきりやらないと答弁してください。

○ 議 長 はい、答弁。企画課長

(企画課長 長尾弘巳君)

- 企画課長 私、企画課長です。今の個人の商店の支援ということで、高齢者等を個人の方が送迎することが難しいというところに、町の支援をというお話をいただきました。現在、そんな中で、公共交通の需要の一つに試験的ですが買い物代行というものを始めました。町が公共交通を委託をしております株式会社大新東において、買い物に行けないお年寄りの方に代わって商店やスーパーで買い物をするというサービスを試行的に行っております。現在までは、利用者は数件にとどまっております。新たな公共交通のシステムの一つのサービスとして、今後買い物代行も考え、買い物弱者の支援も視野に入れていくということを考えております。

それと合わせて、今言われました個人へのやる気のある方に対する支援というのも考えております。ただ、そういったやる気のある方が無いというのが現状でございます。第一には、そういった任せられる人材の育成、そういった方を作るということが一番の課題であると考えます。以上でございます。

- 議長 はい、再質問ありますか。

(8番 安江孝弘君)

- 8番 今、企画課長から答弁をいただきました。そうした答弁ができるということであれば、やれるということだと私は思います。そのことを個人で河岐に一人おられると思いますが、そういう方、やはり自動車を作るには大変だと思います。その自動車を改良し、また冷凍車を作ろうとすると何百万円も掛かります。そうしたものに、町として作り上げて町として運転手を、そして販売する方を雇ってやっていただくということだと思います。今マツオカさんだと思いますが、佐見、宇津尾に回ってくるのがかなりのお客さんが来て、週に3回4回やっておられます。そうしたことをやっていただくのが、これからの町の弱者に対する支援策であろうと思いますので、そのことを何が何でもやってほしい。そして、このことについて町長としてやるかやらないかはっきり指導をしていただくかどうかを答弁をいただきたいと思います。

- 議長 はい、答弁。町長。

(町長 横家敏昭君)

- 町長 ご心配をいただいております。これは3年前に下呂市と関市と私ども町の3市町でこのシステムを作ろうではないかという形で皆様方にご了解をいただいたところでございます。それが出来なかったのは、最初に関市の方で上之保の地区になるとは思いますが、なかなか効率が上がらないというお話でございました。

当初予算で私どもは冷蔵を完備した車を町で設置して、その運営をマツオカさんでお願いするという形でした。そして、今現在続いておりますのは、マツオカさんが自主的にやっていただいておりますところでございます。社長と色々な話も

いたしまして、私どもで援助をできる部分があれば、マツオカさんがさらに拡大していただければ有難いですというような話もさせていただくところでございます。状況を見ながら判断をしていかなければいけない部分でございますけれども、今、地元の小売屋さんにその部分をお願いしたところ、なかなかやったださる方がお見えにならないというのが現実でございまして、今後やっていただける方、あるいはもっと大きな形の中で大きな流通の中で回ってくるケースも考えられるのではないかと、白川町だけでない部分で考えられる例がでてきておりますので、そういったことも考えることが必要だと思います。

○ 議 長 8 番 安江孝弘君の質問を終わります。

次に 7 番 細江茂樹君。

(7 番 細江茂樹君)

○ 7 番 ただ今、議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。まず、町内農林業等への振興対策ということで質問させていただきます。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大により、町内の農林業や建設業にもその影響が広がっています。下記の点について、ご意見をお聞きしたいと思います。

高収益作物次期作支援交付金について、町として一番の特産物であるお茶に対して、どのような考え方をもっていますか。さらに、お茶については 6 月 6 日を最終に共販会が終了していますが、茶生産組合によっては売れ残りがあったと聞いています。町としてどう対処されるのか考えをお聞きします。

次に、原木保管等事業については、国内の住宅着工の低迷等の状況を踏まえ、原木に対する支援（保管料や運搬料）がある中で、町はどのような対応を考えてみえますか。また、林業者の雇用を維持し、防災の観点から森林を適切に管理するため、植林、下刈り、保育間伐などの支援についても考えを伺います。

○ 議 長 答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 三宅正仁君 登壇)

○ 農林課長 7 番、細江議員の町内農林業等への振興対策についてのご質問にお答えします。

まず、1 点目の高収益作物次期作支援交付金については、新型コロナウイルス感染症対策の補正予算で制度化された事業であり、対象者の要件等について現在確認中です。本町で取り組みができるようであれば、生産組合や茶農家へ照会をかけていきたいと考えています。また、現在一番茶の共販が終了しましたが、共販で落札されず、持ち帰りとなった茶を抱えている茶生産組合がいくつかあり、このままでは組合の清算ができなくなることも考えられます。また、販売しきった茶生産組合においても単価が下がっているため、今後、(有)白川町農業開発での買取や茶生産組合の支援をしていく予定です。

2 点目の林業関係への対応ですが、新型コロナウイルス感染症の広がりによ

り、住宅着工数の減少等から、林業関係組合・事業者や林業従事者の仕事にも影響してくることが考えられます。輸出原木保管等緊急支援事業は、伐採した原木が出荷できず滞留していることに対応するため、一時保管するための費用を助成するものです。また、原木の滞留が増えないよう、国・県からは素材生産を控え、切り捨て間伐へ移行するよう要請もあり、この部分への支援の拡大もなされています。本町においては、植林、下刈りができる山は少なく、切り捨て間伐ができる山が多いため、今年度の予算において、すでに切り捨て間伐に対する補助金を計上しており、切り捨て間伐の推進により林業従事者の雇用を守っていくよう森林組合に要請しています。また、林業関係組合・事業者においても、今後は厳しい状況に陥ることも予想され、状況を見ながら、これらの事業者への支援も検討していくことを考えています。以上、答弁とさせていただきます。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。はい。

(7番 細江茂樹君)

○ 7番 今、聞き洩らしたかも知れませんが、お茶の売れ残りについては、農業開発の方で買い取るという形になっていますが、もう一つ、各茶生産組合で価格を抑えて売り切った話を聞いていますので、その点についての支援をどう考えてみえるのかということと、そして、2番目の原木の話をされたんですが、森林組合と話ということなんですが、なかなか森林組合から作業する人に早い連絡がいかないような感じになっていますので、その辺についても、どういう形で森林組合の方から林業従事者に行っていくのかどうか、その2点についてお伺いしたいです。

○ 議長 はい、答弁。農林課長。

(農林課長 三宅正仁君)

○ 農林課長 まず、お茶の方ですけども、先ほどの買取と合わせて、お茶の生産組合についても、一部助成をしていきたいと考えています。今回の補正予算で、お茶関係の費用をださせていただいていますので、その際に詳細については説明させていただきますが、お茶の買取と後は今のお茶の価格が下がっているところに関しても、支援についても併せて行っていきたいと考えております。

あと、森林組合の方になります。うちの方からは基本的には森林組合の方へお願いする体制になっておりますので、そこから国の事業を実施するという事で、ご心配いただくようになかなかその動きが悪かったりとかあるかと思いますが、先日森林組合と話し合いをしまして、できるだけそちらの方にも力を入れていただくようお願いがしてあります。今後そこについてはさらに指導をしていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

○ 議長 はい、次の質問。

(7番 細江茂樹君)

- 7 番 次の質問に移らさせていただきます。子育て応援給付金等の拡充についてということで質問させていただきます。

今回の新型コロナウイルスの感染対策として、国の特別定額給付金は、4月27日までに出生した子には10万円が、さらに本町では5月末までに生まれた子に対しても3万円の子育て応援給付金が給付されることになっています。町として、令和2年度中に出生する子どもにも同じように、国からの給付金（10万円）と町の子育て応援金（3万円）を足した、13万円を給付する考えはないのか、お聞きします。

- 議長 はい、答弁。副町長。
(副町長 佐伯正貴君)

- 副町長 今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、国では「緊急経済対策」が行われ、「緊急事態宣言のもと、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示され、これを受けて、簡素な仕組みで迅速かつ的確に、家計の支援を行う支援策として、一律10万円を支給する「特別定額給付金」の支給が決定されました。

迅速な支給とはいうものの、地域によってはかなりの差があり、未だ支給率が低い市町村もあるようです。参考までに、本町の状況を紹介させていただきますと、18日現在で3,121世帯のうち98%の支給が完了しております。これは、職員が「一刻も早い支給を」と尽力してくれた結果であり、感謝するところであります。

さて、ご質問いただきました子育て世帯への支援については、国の対策である「臨時特別給付金」として、4月児童手当受給者に1万円の支給を行い、更に本町では、独自の制度として、高校生までに対象年齢を拡大し、1人3万円の「子育て世帯応援金」を交付することとし、これに係ります補正予算を5月臨時議会においてお認めいただいたところでございます。

ご承知のとおり、一律10万円の「特別定額給付金」は、4月27日が基準日であり、「臨時特別給付金」は、4月児童手当受給者が対象となっており、ずれがございました。また、本町独自の「子育て世帯応援金」は、予算議決や要綱の施行日が5月27日であったことから、6月1日を基準日としており、ここにもずれが生じています。

国が10万円を支給する方針を表明したのは4月16日でした。基準日を4月27日にした理由について、総務省では、「迅速な支給のため、システム上、最も早くできるのが4月27日であり、妊婦への支援を考えるべきではという指摘があることは認識しているが、どこかで線を引く必要がある」と説明しています。

ご質問にあります、「特別定額給付金」と本町独自の「子育て世帯応援金」を合わせた金額として、令和２年度中に出生した子どもに一律に支給する考えはないかということですが、コロナウイルスの終息時期が見えない現状では、令和３年度、来年の４月以降に出生する子どもへの支援は必要ないのかという心配もございます。国のコロナ対策における２次補正予算が成立しましたが、内容の詳細が示された後、検討を行い、必要な場合は臨時議会の対応もお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。今回の対応については、緊急事態宣言が出されたことに対する対応ということでご理解いただき、答弁いたします。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

(７番 細江茂樹君)

○ ７ 番 来年の４月１日までに生まれる子どもについては、例年平均すると３０人くらいだと思う。今年はずっと少ないと思いますが、ざっと見ても３０人と考えても４００万円ぐらいの支出になるかと思う。そのくらいだったら、何とか応援をするべきではないかと思うので、その点についてもう一回ご回答をお願いします。

○ 議 長 はい、答弁。副町長。

(副町長 佐伯正貴君)

○ 副 町 長 ありがとうございます。今、３０人と言われましたが、今年の見込みでは１５、１６人程度というような母子手帳の交付から見てもそのような人数になっており、大変少なくなってきたなと思います。今の支援を考える必要があるかもしれませんが、それ以外に転入してみえる方もあるかもしれませんし、若干の出入りがあるのかなと思っております。

これは町単独の事業でございますので、一番にそんなに大きな財源にはなりませんが、財源の確保が必要になります。町の方では寄付金として今、ふるさと納税の方で、コロナの対応にというような募集もしております。こちらの方の募集の内容で、１１０万円ほど寄付をいただいております。それ以外にも、職員からも寄付があったり、町内の住民の方からも、今回の定額給付金等の支給に合わせた形でコロナ対応にということで寄付もいただいております。

そういった財源や先ほど申しましたように今後の２次の補正、国の交付金の内容もみながら、今後の対応をしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○ 議 長 はい、答弁が終わりました。３番目。

(７番 細江茂樹君)

○ ７ 番 ３つ目の質問をさせていただきます。空き家対策ということで質問させていただきます。

町に空き家として登録がある物件の中で、現在、廃屋のような危険を伴う空き

家があるのではないかと思います。町として、今後はそのような物件が増えることも予想される中で、補助金を創設するなど、対処する考えがあるのか、お聞きします。

- 議長 はい、答弁。企画課長。
(企画課長 長尾弘巳君)

- 企画課長 空き家対策についてのご質問にお答えします。はじめに白川町の空き家の状況について触れさせていただきます。

町の空き家バンク登録情報を基に、町内の空き家の数を確認したところ、全町で511戸の空き家数となり、全住宅戸数3,291戸に対する空き家率は15.5%となります。この空き家率は、全国平均の13.6%を上回っており、岐阜県全体の15.2%とほぼ同じ率となっています。

続いて空き家バンクについてですが、平成27年度から移住希望者などに空き家を斡旋する取り組みとして「白川町空き家バンク」を開設しています。その登録状況は、令和2年4月現在で、58戸となっています。空き家戸数511戸に対して11.4%に止まっており、5年間で徐々に登録が増えてはおりますが、移住を希望する方への紹介できる、住める空き家は不足している状況です。すぐに利用できる、住める空き家を多く紹介できるよう、空き家活用の啓発が更に必要と考えています。

さて、細江議員ご質問の「廃屋のような危険を伴う空き家があるのではないか、補助金を創設するなどの考えはないか」についてお答えします。

移住交流サポートセンターにて、空き家の現地調査（外観目視）を実施した結果、売買や賃貸など積極的に利用すべき空き家と、老朽化により改修や除去が必要な空き家を段階的に区分することができました。その結果、大幅な改修を含め積極的に利用すべき空き家は、調査した空き家451戸のうち、313戸（69%）、今後入居が困難と判断され除去すべき空き家は、138戸（31%）となりました。更に、この除去の必要な138戸のうち、危険な家屋として認められるものは23戸（5%）となりますが、周囲と隔絶された箇所にあるものが殆どであり、道路に面し緊急に除去が必要な「特定空家」として認定すべきものは現在のところない状況です。

空き家はその所有者の財産であることから、所有者自らの責任で、適正な管理に努める義務があります。しかしながら、年数を経過するごとに「特定空家」に至るものが増える傾向にありますので、「特定空家」に至る前に取り壊しが促進されるよう補助金を含めた制度を創設したいと考えております。制度設計につきましては昨年11月に設立した諮問機関「白川町空き家等対策協議会」において、専門家の意見も聞きながら創設に向け検討したいと考えております。以上、

質問に対する答弁と致します。

○ 議 長 はい、答弁が終わりました。再質問。

(7番 細江茂樹君)

○ 7 番 答弁いただいたんですが、特定空家について、今支障をきたさないと言われたんですが、そういう所もありますので、今回質問をさせていただきました。こういう所は早い段階で処理をしないと厳しいのではないかと思います。なおかつ、廃屋の取り壊し等について、現在建築業が相当大変な状況になっています。建築業者の中には一人親方がみえますが、私の方で調べたら、大工さんで50人前後。そのほかに左官とか、特殊な仕事をやってみえる方もたくさんみえます。そういう方に廃屋の取り壊しとか、そういうものを依頼しながら、雇用を維持してもらうのが必要ではないかと思います。建築業では、新築が厳しい状態になっていくというようなこともございますので、こういうことに対して一人親方の人を使ってやっていくことも一つではないかと思いますが、その点はどうでしょうか。

○ 議 長 はい、答弁。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 特定空家についてももう少し詳しくご説明しますと、法律用語で難しい名前なんですが、空き家自体の定義としましては、建築物又はこれに付属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものが空き家と定めがあります。その中で、4つの状態であるのを特定空家とっています。

1つ目はそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。2つ目は著しく衛生上有害となるおそれのある状態。3つ目は適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。4つ目はその他周辺の生活環境の保全を図るため放置することが不適切である状態。このどれかに認められるものが特定空家というものです。

先ほど申し上げました特定空家に認定すべきものがないと話しましたが、こちらで把握していないことがあると思います。もし、そういったことがあれば、先ほど申し上げましたように、町で認定をし、対応する形になっています。

取り壊しについては、それぞれ所有者がおりますので、そちらへ補助金を出す形でやれないか協議して制度設計をしてまいりたいと思います。

○ 議 長 はい、答弁が終わりました。

○ 7 番 終わります。

○ 議 長 7番 細江茂樹君の質問を終わります。

ここで、11時10分まで休憩します。(午前11時00分)

○ 議 長 一般質問、再開します。(午前11時10分)

2 番 佐伯好典君。

(2 番 佐伯好典君)

- 2 番 私からは、コロナ禍により急速に叫ばれております、G I G A スクール構想への本町の取り組みについて、質問をしたいと思います。

2019 年末、文科省から全国の学校で義務教育を受ける児童生徒に、一人一台の学習者用 P C やクラウド活用を前提とした高速ネットワーク環境などを整備する 5 年間の計画、いわゆる G I G A スクール構想が打ち出されました。

この目的としては、児童生徒の個性にあわせたより深い学びの機会を作るとともに、教務関係のデータを一括管理する「統合系公務支援システム」の導入により教員の負担を減らし、働き方改革へつなげる等があります。一人一台の P C はタブレット端末を想定してあり、計画によれば学校だけではなく家に持ち帰ることにより家庭学習でも使用する事も目指しています。

この G I G A スクール構想が実現できていれば、学校へ通うことができない時でも、家庭にいながらにしてオンラインで授業を受ける事も可能であり、第 2 波、第 3 波も予想されているコロナでの休校や、その他の感染症による学級、学校閉鎖、大雨などの災害時での休校、また、様々な理由により学校へ通うことができない生徒に対しても、学びの場を設けることができると考えます。

過疎化が進み、子どもの数が減る中で、質の高い教育を持続するためにはいち早くこの G I G A スクール構想への取り組みを進めるべきだと考え質問をします。

まず 1 つ目の質問にいきます。G I G A スクール構想において大きく 2 つ、学校のインターネット環境の整備と、一人一台の学習者用 P C の導入の二つの柱があります。本町が G I G A スクール構想へどのように取り組んでゆくのか町の計画があればお願いします。

- 議 長 質疑を終わりました。答弁を求めます。はい、教育課長。

(教育課長 藤井寿弘君)

- 教育課長 それでは、佐伯議員の質問にお答えいたします。

G I G A スクール構想につきましては、議員もご承知のとおり、令和元年 12 月に文部科学省が 5 年間の計画を示しましたが、今年 4 月に新型コロナウイルス感染拡大に伴い、事業の前倒しが行われました。

本町においても、この機会に町内の全小中学校に「児童生徒一人一台端末」と「高速大容量通信ネットワーク」の整備を行うこととし、本定例会に補正予算として関係する経費を提出しております。

まず、一人一台端末については、全児童生徒 429 名分のタブレット端末の購入を予定しており、この 2/3 に対して、国から 1 台 45,000 円、白川小学校と白川中学校以外は、へき地校として特別加算があり 1 台 45,900 円の補

助があります。残りの1／3については普通交付税で対応することとされています。

高速大容量通信ネットワークについては、小中学校7校の全普通教室に無線LANアクセスポイントを設置し、一人一台の端末を同時使用しても不具合の起きない通信ネットワークを整備するとともに、各教室に端末保管庫の設置を予定しております。この事業に対しては、国からは1／2の補助金、残りは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を充てる予定です。

以上答弁とさせていただきます。

○ 議長 はい、答弁が終わりました。再質問。

(2番 佐伯好典君)

○ 2番 再質問させていただきます。

タブレット端末一人一台の方は45,000円で、過疎地域は少し加算されるようなんですが、これに関しては各種メーカーさんも45,000円の予算で、そのまま買える端末をすべての会社が出されておりますので、予算的に問題はないと思います。ただ、学校側のネットワーク環境の整備についてですが、国からの補助があると話だったんですけども、ちょうどGIGAスクール構想をうちだされた時、5月11日になるんですけども、文科省の方でユーチューブの配信がありました。その時に、ネットワーク整備の話がでまして、自治体にこの整備をやってくださいよと話をすると、かなり大きな金額を出されて、結果的にそんなに必要ないということがすごく多かったようです。ユーチューブの配信があった5月11日に、同時にICT活用教育アドバイザーという窓口を文科省が設けました。実際、オンラインでそういった状況の確認とその予算が本当に必要かどうかということを診断していただけますし、さらに、コロナ禍が落ち着いた折には、文科省の方が出向いて現状を調べてくれると、そこまで言っている制度なんですね。

今回補正予算で4,618万円を出されておりますが、そうするとだいたい1校600万円ぐらいの予算になります。これが適正かどうか、僕の方ではわかりませんが、実際文科省が設けたICT活用教育アドバイザーの窓口がありますので、これに問い合わせ、やっぱり余分なものがあれば削除していくべきですし、派遣についても、プロの目を見て整備をするのがすごくいいと思いますので、このアドバイザーの活用について伺いたいです。

○ 議長 はい、答弁。教育課長。

(教育課長 藤井寿弘君)

○ 教育課長 今回補正予算で示しておりますのは、国がGIGAスクール構想に対しまして標準的な仕様を掲げております。それに準じまして、予算を組み立たわけでござ

いますが、やはり、各学校それぞれのインターネット環境も全く同じということではございませんので、今、議員がご提案いただきましたように、国のＩＣＴ活用教育アドバイザー制度を活用しまして、それぞれの学校におきまして最も効果がある、または経費が削減できるようなネットワーク整備ができるように努めて参りたいと思っています。

○ 議 長 はい、答弁が終わりました。再質問。

(2 番 佐伯好典君)

○ 2 番 答弁ありがとうございます。アドバイザーのそういったアドバイスというか助言が必要だと僕も思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

今学校のインターネット環境の現状で、ホームページとか先生方が見られたりとかされているのですが、現場から一つ設定を変えるためにも業者の認定が必要で、先生方では、ちょっとしたパソコンの設定も、公共のやつだと変えることができなくて、非常に苦労していると話がありました。

学校に詳しい先生が見える場合は、そういったところも先生方で解決されているような例も耳に入っているんですけど、やはり、ＧＩＧＡスクール構想を進める中で、ネットワーク環境を揃える時に、セキュリティばかり重視してスムーズに進まない状態はとても良くないと思いますので、どの学校でも、先生方、現場で働く方々の使いやすさというものをちゃんと聞いて整備を進めていただきたいと思います。そのあたりの考えをお願いします。

○ 議 長 はい、教育課長。

(教育課長 藤井寿弘君)

○ 教育課長 整備にあたりまして、子どもたちが使うものですので、セキュリティのことは大事にしたいんですけど、やはり現場でそういう声があるということであれば、議員のおっしゃられたことに配慮しながら、整備を進めたいと考えております。

○ 議 長 はい、次の質問。

(2 番 佐伯好典君)

○ 2 番 2 番目の質問をさせていただきます。

ＧＩＧＡスクール構想では、一人一台のＰＣにおいてタブレットＰＣを想定した予算が国から補助されます、持ち帰り、家庭学習においても利用することが想定されており、家庭でのインターネット環境が必要となります、今後、第２波、第３波が心配されるコロナ対策としても、ＧＩＧＡスクール構想の完全な実現に向けても、児童生徒がいる家庭へのネット環境の整備は町の計画として同時に行われるべきと考えますが、町としてはどのように取り組まれるのか、お聞かせください。

○ 議 長 はい、答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 藤井寿弘君)

- 教育課長 新型コロナウイルス感染症の収束は予想できず、再び臨時休校となる可能性もある中、教育委員会では、学校に登校できなくても学習を全児童生徒に提供できるように、インターネットを介したオンライン授業を行うための準備として、児童生徒がいる全家庭のインターネット環境調査を行いました。

その結果、インターネット環境がない家庭は小中学校合わせて35世帯、そして家庭で児童生徒がオンライン授業を受けるためには134台のタブレットが必要であることがわかりました。家庭にインターネット環境があっても、パソコン等の端末が1台しかない場合は、例えば3人の小中学生兄弟姉妹がいる家庭では、2台の端末が必要となってきます。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響によって、再び臨時休校となった場合には、インターネット環境のない家庭へはレンタルモバイルルーターの貸出を予定しております。端末については、今回の事業によって一人一台の整備が完了すれば134台の貸出が可能となります。

- 議長 はい、再質問。

(2番 佐伯好典君)

- 2番 今回の答弁ですけど、インターネット環境のない世帯は35世帯みえて、134台の端末が必要であるというお話だったんですけども、おしゃるとおり端末の方は国の事業から今回の補正で出されておりますのでいいと思うのですが、できれば今後端末が入った状態の時に、Wi-Fi環境というのは全世帯整うべきだと思います。やはり子どもに対して、今後一人一台端末が配布された後は、いつでも、すぐにはいかないかもしれないですけど、端末を家庭に持って帰って家庭学習でもシームレスに使うというものが想定されている事業ですので、そのためには、今言われた「必要な時だけレンタルモバイルを貸し出しますよ」という形では、恒常的な学習機会というものを作り出すというところには至っていないのかなと思います。確かにすぐにつけるのはなかなか難しいので、現状はモバイルルーターを貸し出しますよということでもいいと思いますが、今後、GIGAスクール構想で一人一台入った時に、それと同時に子どもがいる世帯へのインターネット環境のモバイルルーターというものは、やはり同時に整備されるべきではないかと思うんですけども、そのあたり恒常的な部分でインターネット環境というのを提供する考えはないかお聞かせください。

- 議長 はい、教育課長。

(教育課長 藤井寿弘君)

- 教育課長 この事業で整備した後に恒常的には、常にWi-Fi環境が家庭にあるというような状況ですけども、それにはどうしても通信費といえますか、費用を家庭で

負担するということになってまいります。今、国の事業の中で、家庭学習のための通信機器整備支援というような事業が前回の補正の中でありまして、W i F i 環境が整っていない家庭に対する貸借を目的に、自治体が行うモバイルルーター整備に対する支援というのがあります。ただ、これは所得制限がありまして、この事業の実施要綱等が出ておりませんので、まずはこれを注視しておりますが、詳細を調べて活用ができるものがあれば取り入れるよう検討したいと思います。

○ 議 長 再質問ありますか。

(2 番 佐伯好典君)

○ 2 番 今言われたやつですけども、確かに所得制限があったりとか、細かいところが出ていないというところで、決断にはなかなか至るのは難しいかなと思うのですが、現在、白川町では、C C N E T にほとんどの各家庭で入れられていると思います。そこで、当然料金を上乗せすればどの家庭でもインターネット環境が整うわけなんですけども、それとまた今回コロナ禍の影響の中で、国からの要請を受けて大手通信社も自治体が法人として大手通信社と契約をしてモバイルルーターを貸し出すというか、契約ですので一時的なものでないと思いますが、それを町が一括契約をして、ない家庭に貸し出す形も可能だと思います。やはり国のモバイルルーターの支援というのは、所得制限があったりとか難しい面もあると思うので、C C N E T の方に直接行政から話を持っていくとか、大手通信社にはすでにそういう制度はありますので、そういったところで整備を考えると、そのことについてお考えがないか伺います。

○ 議 長 はい。教育課長。

(教育課長 藤井寿弘君)

○ 教育課長 C C N E T が全家庭に入っております。そこでのW i F i 環境について、町が法人としてC C N E T と契約ができるかどうかについては検討してみる価値はあるかなと思います。いずれにしても、毎月の費用というものは掛かってまいります。仮にですね、月のW i F i 環境の利用料が5, 0 0 0 円だというふうに仮定しますと、年間6 万円。今、小中学生のいる世帯は2 7 2 世帯あると思います。そうすると、年間で1, 6 0 0 万円を超える経費が必要になります。これに関する対応をすることは難しいかなと思っていますけど、C C N E T と相談することはできるかなと思います。

○ 議 長 再質問ありますか。

(2 番 佐伯好典君)

○ 2 番 再質問です。今、世帯で大体5, 0 0 0 円かかるものの2 7 2 世帯ということで1 6 0 0 万円ぐらい予算が毎年必要なるだろうという話だったんですけども、やはりG I G A スクール構想に向けて、いち早く取り組める自治体っていうのがな

かなか限られてくると思います。やはり子どもが少ないということは、マイナスにもとらわれがちなんですけれども、環境整備がしやすいという面では、確かに1,600万円という金額が大きいかわ少ないかわというところはあるんですけども、やはりこういったところで、教育の質というものはちゃんと確保されていますよということが言える白川町というのは、やはり子育てに対してしっかりと取り組んでいるなという印象も生むことができます。やはりGIGAスクール構想で学校にはタブレット端末がくるということはいろんな自治体で同時に一人一台達成すると思うんですけども、家庭環境の中でも使えますよとなると、ものすごく先進的なイメージが持てるんじゃないかなと思います。

子育て、子どもに対しての支援っていう形の一貫としてですね、これに関しては議会で予算を審査する場ですので、個人的には協力したいと思います。前向きに取り組んでいただいて、子育て環境がすごく整っている白川町のメリットっていうか売りっていうか、そういった中でもこのGIGAスクール構想に向けていち早く歩み出すというイメージを持つために、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいなど、先ほど交渉もしていただけたということでしたので、実際大手通信社との法人契約についても、ぜひ調べていただいて、実際の予算に計上するところまで頑張っていただきたいなと思います。

○ 副 町 長 反問いいですか。

○ 議 長 はい、佐伯副町長。

(副町長 佐伯正貴君)

○ 副 町 長 1点だけお聞きをしたいのですが、議員さんがお考えになっているのは、恒常的な部分と子どもさんが見える全部の費用の負担ということですね。実際に今CNETに同じ様な環境をつないで見える方は、例えば商用で使って見える方もありになるかと思います。そういう方についても、子どもさんが見えれば全額費用負担ということをお考えなのかということが1点。

そして恒常的な今のうちの答弁で緊急時に対してのモバイルルーターの貸し出しということでお話をしましたが、恒常的に今貸し出しをするということになりますと同じようなことがでてくると思いますし、今お繋ぎになってみえる家庭では、「家はなしにしてその時だけ借りよ」ということがあったりとか、いろんなパターンが想定できると思います。そういったところについては、子どもさんの支援ということよりも、子どもさんが見えれば何に使われても、すべて費用は町で負担をするという考えでいくのか、その辺の区別といいますか、その辺の考えをお聞きしたい。

○ 議 長 はい。

(2番 佐伯好典君)

○ 2 番 はい、反問を受け付けましたので、僕の考えなんですけども、当然自分の家庭、同じ建物内で住んで、商用ですでに業務の一環として使われているところっていうのは、確かに難しいなというところはあるんですけども、僕の個人的な考えでは、やはり子育てに、今子どもが少なくて、本当に高校の進学と同時に出て行ってしまうとか、子育て環境で何が一番育てやすいかというところが難しいですけども、やはり自治体として子どもに対してこれだけ投資をしていますよというところをみせるためにも、僕は一律で1,600万円だとお話だったんですけど、そのくらいの予算はぜひ出していただきたいと思います。先ほどの一般質問の中でもあったんですけど、やっぱり今年予定している15名でしたが、子どもの数というのはどんどん減っていってしまいます。やはりその中で入ってくる方もいて、その家庭にお子さんが居れば本当にありがたいですけども、そういったことも踏まえても、子どもはどうしても絶対減っていくと思います。これはどこの自治体でも同じだと思いますが、そんな中で子どもたちにちゃんとお金も出すという姿勢は、これからの中山間地の高齢化が進む町では、大々的に打ち出して、必要なところはどんどん子どもに対して出していくべきだと思いますので、僕の考えでは子どもがいればそこには出すというぐらいのわかりやすさが必要だと考えています。

○ 議 長 いいですか。質問、答弁。次へ。
(2番 佐伯好典君)

○ 2 番 3つ目の質問にいきます。

文科省の新学習指導要領のポイントとして「情報活用能力を言語能力と同様に学習の基盤となる資質と位置づけ」とされています。

つまりは、ただそれを使って問題を解いたり、資料を見たりするだけでなく、これまで辞書やカメラ、そして模造紙やノートなどを使って行っている「情報収集」や「動画や写真の撮影」そしてそれらを駆使して「資料、作品の制作」などをタブレットPCを使って生徒自らが行う、日常の学校生活で当たり前のようにそれがすることができる事を目指しています。

すでに佐見中学校では一人一台を実現しています。これは生徒数が少ないという事もあるかとは思いますが、全国的に見ても一人一台を実現していることは素晴らしいので、すでにICTを活用した授業ができる環境が整っていると考えられます。しかし、それを指導する人材についてはいかがでしょうか。日々驚くような速さで進歩していく情報社会の中で、その専門でない先生方に指導をしていただくというのは、教員の働き方改革を進めるうえでもなかなか難しいのではないのでしょうか。佐見中学校においては、町内全部の一人一台の環境に整った際に、先進事例として他行の模範となる取り組みが求められると考えます。すでに環境

のある佐見中学校で最先端のＩＣＴ教育をするために、ＧＩＧＡスクール構想の中でＩＣＴ支援員という制度があるのですが、こちらを活用して、まず環境の整った始められるところから内容の濃いＩＣＴ教育をするべきだと考えますが、町の考えを聞かせて下さい。

○ 議 長 はい、答弁を求めます。教育長。
(教育長 鈴木雅史君)

○ 教 育 長 この質問に対しては私の方から答弁をさせていただきます。

議員が前段で述べられているように、情報活用能力（情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度）はこれからの社会を生き抜くために必要不可欠な能力であり、学校教育においても情報活用能力の育成は重要な課題であります。

情報活用能力の育成を目指したＧＩＧＡスクール構想は、当初は令和５年達成の計画でした。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けてすべての学校が臨時休校となり、その一方でオンラインの授業の動きが始まり、一気に前倒しとなったものです。

現在、白川町でも一人一台端末の整備や学校の情報環境の整備について、今定例会で事業をお認めいただきたく、準備を進めているところです。

ＧＩＧＡスクール構想の実現のために、ＩＣＴ支援員を配置するという事業もあり、議員から提案がありましたが、現時点では予定していません。ＩＣＴ支援員は教員のＩＣＴ活用の支援を行うというものです。ＩＣＴ活用においては高度な専門的知識と技術をもっている方が支援員になることと思いますが、授業や教育の過程においてＩＣＴを活用するとなると少し話が違います。授業には教材論、発達心理学、学習心理学、学習評価など教育的観点からの専門的知識等が必要になります。

かつて、ＳＥ（システムエンジニア）を学校に派遣するという事業がありました。ＳＥさんは、パソコンのことは分かっても授業での活用については言及できず、この事業はあまり成果を上げることができませんでした。

逆にこんな例もあります。８年ほど前、町内の学校のホームページを充実させようと、指導者を探していました。当時、佐見に里帰りしていらした藤倉さんにホームページの構築をお願いし、彼女と学校の担当者で思いを交流しながらホームページを作っていました。現在の町内のほとんどの学校ホームページの原型は藤倉さんの指導の下にできています。このように、町や学校の思いと専門家のノウハウがマッチしたときに成果が出るといえます。

白川町では佐見中学校では早くに一人１タブレットの実現と活用がされていましたが、それはあくまでも学校内の活用に留まっていた。今回初めてそのタ

タブレットを家に持ち帰って、オンラインホームルームなどに活用することができました。

白川町のICT教育として、将来的には子どもが問題解決にICT機器を道具として活用できることを考えています。一人ひとりのペースに合わせた学習、一人ひとりのテーマに応じた学習など、日常的に使ったり、災害時だけでなく、夏休みなど長期休業中の一作品や一研究に取り組んだりするときに使えるようにしてやりたいと思っています。その観点からは議員が時々紹介されるEdTechの発想には興味深いものがあります。しかし、EdTechは機器の整備だけでなく、小5ぐらいから中3までの一貫した教育課程を創り、時間をかけて取り組まないと実現は難しいと考えています。ただし、そこに到達することを諦めてはいません。

従って、現時点では、一人1タブレットが整備できたら、基本的な操作、検索、思考、判断、表現等々の道具として使ったり、オンライン授業の練習をしたりすることから始めていきます。その指導計画については、町に組織されている情報教育研究会で推進していく予定です。また、委員にはICTに非常に長けた教師もいますので、ICT支援員を配置する必要はないと考えています。

以上、ICT支援員配置の質問をもとに、今後の白川町のICT教育の構想について私の思いを紹介し答弁とします。

○ 議 長 はい、再質問

(2番 佐伯好典君)

○ 2 番 答弁ありがとうございます。将来的にはお考えいただけるということだったんですけど、やはり本当に進歩が早い世界でして、僕らでもすでに子どもより知らないことがあるような感じなんですね。先ほど、SEの派遣が昔あって、ホームページの話もされたんですけども、このICT支援員というのは、あくまで補助という形で授業を一切やるわけではないと文科省の方でも言っていました。あくまで先生方がどういった形で生徒にICTを使った学習をさせたいかの補助やアイデアだし等をするということです。SEはエンジニアなのでもっとシステム的な深い部分をやられると思うんですけど、ICT支援員というものはもっと先生に近くて、どちらかというと生徒よりもさらに先生に近くて、先生と一緒に学習内容を補助する形になるんですね。

今、補正予算で出て一人一台があるんですけども、僕としては、佐見でまず実証をやっておかないと、いざ全町に対してタブレット端末が配布された時に、ノウハウがないところからタブレットという形でできますので、やはりその前に佐見で全町向けの町内での実証実験みたいなことをやって、その中で蓄積されたノウハウをタブレット端末と同時に他校に広めていくという形で、最初から質

の高くて、最初はやはりいろんなことで右往左往すると思うんですけど、その部分の無駄というのが無くせると思います。小学校低学年からタブレットを持たせるなという考えもあるので、例えばそれが先ほどE d T e c hの話になりましたけど、5年生とか中学年4年生から持たせるとなったら、たった7年しかないわけです。7年の中に、本当に凝縮された質の高い教育をするということは、本当に必要だと思いますので、先ほど将来的にというお話があったんですけども、教育長の思われる質の高い教育というのが実現できるのが、その将来というのは何年ぐらいを見つめておられるのか聞きたい。僕としては、本当にすぐにでも環境が整っていてあげたいと思うのですけども、その変更は何年くらいをお考えかお聞かせください。

○ 議 長 はい、答弁を。教育長。
(教育長 鈴木雅史君)

○ 教 育 長 まず、現状は佐見中学校確かに配置は進んでおりますが、その他の学校の活用が進んでないわけではありません。ここははっきりお伝えしたいです。タブレットの数は少ないですが、パソコンにしてみれば、授業をやるには全然問題なく配置されていますので、他の学校が進んでないわけではない。むしろ、視点を変えますとタブレットを使って通級指導、輝き教室というところがあるんですが、町内今年3人の担当の方がそれを使って、1対1でやって見えます。3人で7校を回りながら。

その中のアプリは大変いいものがあります。非常に個別に会ったプログラムを使ってやっていますが、45分のうちやるのは10分とかそのくらいで、45分そういうのをやっているのではなくて、とてもいい実績がありますし使えています。他の学校でも使えています。

いろいろな財産を持っていますので、それをコーディネートしていくことが大事で、コーディネートする時に教育委員会の思いもありますし、情報研究会で深めることもありますし、そしてコーディネートして作っていくのは、そこが何年かということになると思いますけど、1年はちょっと無理だと思います。2年目、3年目ぐらいで実現できる。すでに持っている財産を共有していけば、結構早くにできると思いますので、今年度中はちょっと無理だと思いますけど、来年、再来年やっていけると思います。

○ 議 長 再質問ありますか。
(2番 佐伯好典君)

○ 2 番 今年度は無理にしろ、2年3年という形で思ったより早い対応をしていただけるような感じで安心しました。

このICT支援員なんですけども、実際配備するとなった時に、町内の人材っ

ていうのはなかなか限られていて、実際人材を探す時にすごく難しい面があるかなと思います。あと、国家資格ではないですけど、ICT支援員の資格というのがちょっと前にできて、この資格を取るということがICT支援員になることについて必須ではないですけども、ICT支援員の質を高めるっていうものがあります。やはり、足りない人材のところそういう問題があると思うので、そこを逆に育てるという意味で、ICT支援員の資格を取る補助を、学校の方に携わっている方、もしくは今後若い方でそういうことをやってみたい方に、町の方で資格を取る補助をする考えはないか伺いたいです。

○ 議 長 はい、答弁。教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

○ 教 育 長 資格に限らず、この支援員を採用していくにあたっては、どういう仕事内容をお願いするかということをはっきりしなければいけません。そのためには、白川町としての構想が必要で、そういったものがあって、さらにその雇用ですね。直接採用する場合もありますが、業者に委託してそこから派遣してもらう方法もあります。町の支援員は直接雇用しています。学校支援員、ALTは業者に委託しています。そういうことを思ってもらえばいいですが、それぞれの良さがあります。勤務についても、国では4校に一人ということですが、この人を教育委員会に置くのか、町として何人配置して教育委員会に置くのか、学校に置くのかということで、かなりまた変わってきます。近辺には事例もありません。

こういったことと、今の資格のことも考えて、検討研究をじっくりしていきたいと思っております。

○ 議 長 再質問ありますか。

(2 番 佐伯好典君)

○ 2 番 要望なんですけれども、2,3年の実現に向けて前向きな答弁もありましたので、ぜひ白川町の構想というものを考えていただいて、いろんな方と構想を共有して、いち早い実現を目指していただきたいと思います。これで終わります。

○ 議 長 はい、これで2番佐伯好典君の質問は終わります。

残り5分で昼になりますので、午前の部はここで一区切りして、午後1時から開会いたしたいと思います。(午前11時56分)

○ 議 長 会議を再開いたします。(午後1時)

日程第4の一般質問、午前中に続き午後の部を始めたいと思います。

5 番 服部圭子君

(5 番 服部圭子君)

○ 5 番 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初の質問は充電式草刈り機の普及について質問をします。

私たち農村に住む者にとって、草刈の仕事は、稼ぎの仕事ではなく暮らしの環境を守るために必要欠くべからざるものです。特に田んぼの畦や、道路や水路わきの管理、ある時には河川の草刈りと、すべて住民の自治によって行われています。その多くが男性ですが、私自身もそうですが、60代以降の農家の女性も、草刈をするのを見かけます。

充電式草刈り機が普及し始めて数年がたち、その性能も格段に良くなっています。しかし、その存在すら知らないでいる方が多いので、普及を促す施策をとっていただきたいと思います。

この普及によって得られる成果は次の点です。

1番には、エンジン式に比べ体への振動が少なく、始動や停止作業は親指一つでワンタッチ、燃料の補充がないので、においや汚れ、トラブルのストレスがないこと。しかもエンジン式に比べ軽量です。これらは、女性への健康被害がないとあっていいため、若い世代の女性たちも、高齢者にも優しい道具です。これを普及すれば、草刈人口の増加が見込めます。

2番目には、道路わきなど、10kgくらいの農薬タンクを背負ったり、抱きかかえたりして、農薬をマスクもなしで撒いていらっしゃる方がおられます。草刈の簡易な、充電式草刈り機があれば、このような健康にもよくない除草剤農薬散布の作業が少なくなすむと思います。

3番目に、これからも、草刈りは農村の暮らしには必須の作業です。転入者や女性、若い世代も気軽に草刈ができれば、暮らしの環境も、環境整備の仕事もはかどり、高齢者にも楽をしてもらえるのではないかと思います。ただ、難点としては、エンジン式に比べ、価格がまだ高いです。

以上の点から、草刈文化を豊かに普及するために、電気柵に補助を出しているように、充電式草刈り機にも補助をだし、スマートな農村暮らしを推進していくことで、町の活性化につながると考えるがいかがでしょうか

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長
(農林課長 三宅正仁君)

○ 農林課長 4番、服部議員の充電式草刈り機の普及についてのご質問にお答えします。
草刈り機には、種類も多く、使用目的に応じて、使用する方が選択するものであるため、充電式草刈り機に特別に補助を出すことは考えていません。

以上、答弁とさせていただきます。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。
(5番 服部圭子君)

○ 5番 では、町長さんにお聞きします。
草刈り文化が豊かに広がっていくこと、若い女性たちが草刈りをしていて、

この町に住み続けることについて、そんな普及することについては進めていきたいと思われるでしょうか。

○ 議 長 はい、答弁。町長。
(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 それぞれの立場でやっていただければいいじゃないかなと思っております。

○ 議 長 はい、再質問ありますか。
(5 番 服部圭子君)

○ 5 番 じつは、エンジンですと腰のところにエンジンがきまして、私は若い女性には草刈り仕事を10分や5分ならいいですけども、1時間とかかかる仕事はさせてあげることではできませんでした。でも、この草刈り機にしてからは、私も使って1年になるんですけども、本当に腰への負担はなく、大変に、掃除機のように使いまわしがいいものです。それによって、若い女性たちも使いたい、自分も買ったわという人もいっぱいいますので、今後も便利な道具によって農村暮らしが楽しくなるような形に、普及についてそれぞれで努力もしますが、そういったことを応援していただきたい。そういうことについては応援していただけますでしょうか。

○ 議 長 はい、答弁を求めます。町長。
(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 はい、腰の負担ということでございましたけど、エンジン式にはすごい式もございまして、いろんなものもございまして。すごく今、かけるエンジン式にもなっておりますのでございます。それぞれ草刈りの文化ということでございますけども、それぞれの考え方があろうかと思っておりますので、それぞれの考え方にお任せするように、あえてこうしたものに対してやる考えはございません。

○ 議 長 再質問ありますか。
(5 番 服部圭子君)

○ 5 番 大変そっけないというか、水臭いというか、そんなような答弁だったなというふうに思います。私の聞き方がもうちょっと良くなるように次には頑張っていきたいと思います。

次の質問に入ります。

新型コロナウイルス緊急対策関連で、給食の無料化、高校通学費支援増額、医療、福祉事業者への支援、保育士、学童保育指導員への感染予防手当、住宅政策、対策会議の検証などを進めることについて、質問させていただきます。

世界的な新型コロナ感染により、パンデミックが起これ、日本も緊急事態になり、3、4、5月と3か月にわたり、学校の休校をはじめ飲食業、中国依存による物資の不足や観光地の打撃、多くの失業者と倒産、生活保護申請件数の増加等、

消費税増税の上にコロナで経済の落ち込みが大きく起こりました。経済活動が縮小して、所得が減少する見通しだと報道されています。実際に町内の建設業では、家の注文が激減していると聞きました。

一方、東日本大震災後に地方に転入した人々が多かったように、今回も地方への移住を考えている人々が30%あるといった報道もありました。

また、密集した都会で起こりやすく、自然豊かな暮らしを営む農村のありがたさもひしひしとを感じる機会となりました。コロナ感染予防の中、免疫力を保つ栄養価高い食事と家賃が払えず出ていかなくてもいい屋根のある住まいがあることに、改めて感謝し、家族とよりいっそう助け合う時間が持てたことなど、多くの学びと気づきを得た方も多いのではないのでしょうか。人は、自然の食べ物や水、空気という栄養と、コミュニケーションという心の栄養なしでは生きていけないことを胸に刻んだところです。

そして、医療福祉関係者の方のおかげで、命が支えられていることも思い知りました。さらに日本政府が、感染症指定医療機関の縮小や保健所の半減等医療体制の基盤を脆弱にさせてきたことの政府の姿勢が問われたことも報道に新しいところです。この町、郡、県でも、公衆衛生や感染症対策に力を入れていく必要性を感じております。

また、オンラインで講座を行ったり、会議したり、コロナの感染前には考えられなかったことも始まっています。時代の大きな変化を感じています。新しい時代の事業が始まっているのではないのでしょうか。

そこで、コロナ緊急対策費等を使った、白川町の個性を伸ばし、新たな時代をかけていく施策の提案をさせていただき、答弁を求めます。町づくりにかかわることですので、町長の答弁を求めたいと思います。

まず、最初の質問です。給食の無料化についてです。

コロナ禍の中、高齢者のように年金もない世帯の中で、特に子育て世帯が、経済的打撃を受けます。経済的に苦しくなった時、家計で切り詰められるのは食費です。保護者の経済負担は、給食費が多くしめているので、義務教育中の給食費の軽減または無料にする考えはないかをお聞きいたします。

給食の無料化、または一部補助している自治体の7割が、1万人以下の自治体のようです。自治体にとって、給食の無料化は、少子化対策、定住、転入の促進になるからのようです。また、成果として、子どもたちは、自治体への感謝の気持ちを心に持つことになったり、親子の給食費の未納への気持ちの負担解消にもなります。子どもを守る対策として、期間限定の無料化をしている自治体も多く出ています。給食費の無料化、補助などを検討し実施し、さらなる地産活用と安全性を担保した給食を子どもたちに提供していくことはいかがでしょうか。

ちなみに岐阜県内では揖斐川町、岐南町が平成29年からすでに取り組んでいます。高山市はコロナ関係で、給食費も3分の1の補助を出すことにしたようです。

○ 議長 はい、1番目の質問。答弁、教育課長。

(教育課長 藤井寿弘君)

○ 教育課長 私から、現状を含めて考え方を答弁させていただきます。

議員からは、新型コロナウイルス緊急対策として、給食費無償化のご提案をいただきました。議員が示された平成29年度の国の調査結果では、小中学校ともに無償化を行っている自治体は、全国1,724の市町村中76自治体、このうち岐阜県では2自治体となっています。それ以外に、給食費または食材購入費の一部を補助している自治体が311自治体あります。白川町はこの一部補助自治体の中に含まれております。

白川町では、郷土食、季節食、バイキング給食などの材料費として年間200万円を予算化するとともに、食材費も給食費単価より多くみてあるため、食材購入費の一部として合計300万円ほどを補助していることになります。

令和元年度の実績では、小学校の食材費単価は約318円、中学校では約355円でした。給食費は1食当たり小学校で260円、中学校で290円であり、その差額、小学校で58円、中学校で65円を町が負担補助していることになります。

給食食材費の現状を申し上げましたが、給食費につきましては、これまでどおり各ご家庭にご負担いただく予定であり、今のところ無償化は考えておりません。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症対策による、子育て世帯の負担増に対する支援として、0歳から18歳までの方へ、一人当たり30,000円を支給する「子育て世帯応援金」については、先日の臨時議会でお認めいただき、現在その支給手続きを進めているところでございます。

以上、答弁です。

○ 議長 はい、答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 服部圭子君)

○ 5番 給食費の無償化については現在のところ考えていないということですが、また引き続き、子どもたちも少なくなっていくことですので、考えていただきたいと思います。

2番目にいきます。高校生の通学支援の増額についてです。

現在、高校生の通学費用の一部を助成しています。これは、町内に高校がないことで、通学の交通費が教育環境として不利となっています。せめて経済的な負担を少なくすることは、地方にくる交付税を使うことの理にかなった施策です。

今回コロナ禍において、地方の学校以外の教育環境が整っていないことも、格差があることもわかりました。地方と都市との格差は、公的な資金を使ってなるべく補っていくべきだと思います。交通費の経済的補助は、彼らが白川町への感謝の気持ちを蓄積し、白川に戻って時代を切り開く人財となるために町ができることだと考えます。今年2月に視察に行きました、秋田県の学力日本一の東成瀬村では、交通費の8割の補助をしていました。学びを都会以上に支援していくことで、地方で活躍する人財育成となると考えます。高校生の通学支援を増額してはいかがでしょうか。

○ 議 長 はい。2つ目の答弁は教育課長。

(教育課長 藤井寿弘君)

○ 教育課長 白川町高等学校通学費補助金の令和元年度の実績は、136名の生徒さんに対して、補助額は3,972千円となっております。

この通学支援の補助金につきましては、昨年6月の定例会で佐伯議員からご質問をいただき答弁しており、その考え方は変わっておりません。今のところ新型コロナウイルス緊急対策として増額する考えは持っておりません。

○ 議 長 再質問ありますか。はい。

(5番 服部圭子君)

○ 5 番 通学支援については、バスが廃止されたことで作られたものですが、やっぱり1年1年見直し、人数が少なくなっていますので、その分を子どもたち一人ひとりの負担を軽くするという意味では、少しでも増額を検討するお考えはないでしょうか。

○ 議 長 はい、答弁。教育課長。

(教育課長 藤井寿弘君)

○ 教育課長 今のところ、駅までの通学につきましても、公共交通を利用いただいておりますし、今回のコロナにより臨時的な対応もさせていただいておりますので、生徒さんの負担を減らすことは考えていきたいと思います。

○ 議 長 はい。いいですか。

(5番 服部圭子君)

○ 5 番 ありがとうございます。そういったことで、常に高校生の子たちの足を確保してくださっている施策については評価するところですので、今後ともいろいろお願いいたします。

では、3番目にいきたいと思います。

医療、福祉事業者に対する経済的打撃に対する補助について

この度のコロナ感染予防非常事態となる中、医療事業者や福祉施設の事業者は、感染予防の資材の使用や様々な予防対策を行っていました。その上、利用者の縮

小などを余儀なくされました。しかしながら持続化給付金といった経済政策には当てはまらないために、経済的支援がなく、経営に大きな支障をきたす打撃を受けていると聞いています。

コロナ院内感染とか施設感染感に対する関係者のご努力には、心より感謝申し上げます。

コロナ禍中、遠方の病院に行くことがままならない事態を迎え、町内に救急病院があることがありがたく、町との連携と信頼関係をさらに築いていくことは町民の願いです。そもそも持続化給付金がもらえます50%の収入減になっては、病院や施設は存続さえできません。公的資金によって支えることが、町民の命と健康を守るために優先的にされなくてはならないと思います。

持続化給付金にあたる補助金を、今後2波、3波についての感染予防体制づくりに、経済的打撃等を補う補助をする考えはないのでしょうか。

○ 議 長 はい、3番目の答弁をお願いします。保健福祉課長。

(保健福祉課長 杉山哉史君)

○ 保健福祉課長 それでは、医療・福祉事業者に対する補助について、答弁させていただきます。

まず、新型コロナウイルスの感染が全国的に広がる中で、本町においてはこれまで一人の感染者も出すことなく現在に至っていることは、町民一人一人が感染予防対策に細心の注意を払ってこられた結果であり、そのご努力に敬意を表するものでございます。特に各地で医療機関や福祉施設でのクラスター発生が報道される中、町内の医療機関や福祉施設においても、常に感染リスクと向き合いながら、細心の注意を持って、より良い医療やサービスの提供に努めておられることに心より感謝申し上げます。

町内の医療機関や福祉施設では、コロナの影響により業務を休止するという事態には、幸い至っていませんが、医療機関では感染を避けるための受診控えなどにより、外来受診者数が10%前後減少していると聞いています。福祉施設では概ね従来どおりのサービスが提供されているようです。

ご質問は、医療・福祉事業者の経済的打撃に対する補助ということですが、現在のところ持続化給付金のような収入の減少に伴う助成は、国においても町においても考えておりませんが、町ではこれまで、医療機関や福祉施設に対して必要に応じてマスクや手指消毒液の提供を行ってきました。また、「新型コロナウイルス感染症対策補助金」の対象事業所に医療・福祉関係事業所も含め、感染拡大防止対策に要した費用を、20万円を限度に補助することとしています。なお、国ではこの度成立した第2次補正予算で、医療機関の感染拡大予防対策や診療体制確保等に要する費用として、診療所で100万円、病院では200万円＋5万円×病床数を限度とした補助金が予算化されています。

医療過疎地域である本町にとって、現在ある医療機関の診療継続は、どうしても守らなければならない重要課題であります。これまでも、医療機関とは協議を重ねる中で必要と思われる支援をしてきたところではありますが、今後も引き続き町内の医療体制の維持について協議、検討を行って参りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○ 議長 はい、答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 服部圭子君)

○ 5番 結構です。町内事業者と共に感染予防のための補助金を、医療関係者、福祉関係者にもご利用していただけたことは大変ありがたいなと思っています。また、国の一般病院に対する補助制度も作られることも聞いていますので、それらが速やかにできますように、また、町の方からも県や国に対して要望していただきたいと思っています。

では、次に4番目の質問に入ります。保育士、学童保育指導員の賃金の上乗せ、そして今後の時給の増額による人材確保についてお聞きします。

医療関係者と共に、コロナ禍中、子どもたちを守ってくださった保育園、学童保育指導員の方々に対して、自らの感染予防や、不安を抱えながら、子どもたちを感染から守るために、現場で様々な工夫を凝らし、ご対応くださっていることに感謝申し上げます。

コロナ感染者への対応した医療従事者には、危険手当などといった手当があると聞いています。当然のことだと思います。しかし、保育士は、通常通り学童保育の指導員にあつては、ほとんどが支援員をされていますが、その時給は支援員よりも多くないと聞きました。これらの職種は、人手不足の悩みを抱えていますが、それは、報酬の低さに問題があることが指摘されています。教師に比べ、大きく差があります。同一労働同一賃金からも、問題ではないでしょうか。保育と、学童保育の充実は、子育て世帯の定住や転入を促す重要な条件です。

保育士賃金アップないところに、子育て世帯の定住、転入なしです。このコロナ禍中の賃金の上乗せ、そして今後の時給の増額による人材確保に努めてはいかがかと思います。

○ 議長 はい、4番目の答弁。教育課長。

(教育課長 藤井寿弘君)

○ 教育課長 新型コロナウイルス感染症対策のため、国の全国一斉休校の要請を受け、町内の小中学校も急遽3月2日から休校としました。町ではその翌日から、保護者が仕事などで児童の監護ができないご家庭を対象とした臨時学童保育所を、町民会館、黒川小学校、佐見ふれあいセンター、光の子保育園で開設した結果、合わせて47名の児童の申し込みがありました。

学童保育の指導員には学校支援員の皆さんをお願いしましたが、急な依頼にも関わらず、また新型コロナウイルス感染症対策にも気を使う中、ご協力いただき誠にありがとうございました。

今年度から会計年度任用職員制度が始まり、期末手当や通勤手当、退職手当の支給など勤務条件が改善されました。議員ご指摘のコロナ禍中の上乗せについては実施の予定はありません。今後の時給の増加については、町全体で検討すべきと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○ 議 長 はい、答弁が終わりました。再質問ありますか。はい。

(5番 服部圭子君)

○ 5 番 再質問はございません。

では、次の質問にいきたいと思います。児童、生徒の塾や講座への委託、学校での補習、放課後学童等の環境整備について、質問いたします。

学校休校に伴い、全国の学習塾はオンラインでの授業を行っていました。私立の学校もオンラインで授業をし、地方に住む白川町等の子どもたちと、都会との格差も現れてきました。

しかし、ありがたいことに、町内の有志が、オンラインで子どもたちに学びの場を作ってくれたり、民間の塾では、学習の補いに奔走されたことと思います。

この度文科省では、不足した授業時間を補うために、学校で行わなくていい単元を定めて、家庭学習に回すことを公表しました。何とも責任逃れに思える施策ですが、家庭であつても小学2年生くらいまでは何とか親の範囲で教えられるかもしれませんが、多くの家庭では、できないことです。この機会に、町営の塾を検討する必要があると思います。

秋田の東成瀬村では、中学生に限っては、土曜日につき1,000円の塾を村営で開催していました。町営の塾または、既存の民営の塾や学びの講座支援事業や児童生徒向けのオンライン講座への委託、また、土曜日活用の各学校での補習支援、学校での放課後学童保育への無料参加などの施策をすすめられたいが、いかがでしょうか。

○ 議 長 はい、質問が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

○ 教 育 長 この質問に対しては私から答弁をいたしますが、議員の質問に対して、2点、内容を確認しておきたいと思いますので、反問の許可をお願いします。

○ 議 長 はい。

○ 教 育 長 では、お願いします。まず、議員は「この度文科省では、不足した授業時間を補うために、学校で行わなくてもいい単元を定めて、家庭学習に回すことを公表

しました」とありますが、文科省は、いつ、どのような形で公表したのかをお尋ねします。もう1点は、「町営の塾」とありますが、議員が考えておられる町営の塾というものはどのようなものか、そのイメージをお聞かせください。

○ 議長 はい。服部議員、答弁を。

(5番 服部圭子君)

○ 5番 授業時間を補うために学校で行わなくてもいい単元を定めたことについてです。新聞で見ました。3週間以上前だったと思います。新聞によりますと、家庭で見てくださいとは言っていないけれども、どうしても親たちの負担になるのではないかというような考察もされておりましたので、きちっとしたものはもう一度新聞等で調べてお答えしたいと思います。そういった家庭への、今回コロナでの休校によってたくさんの授業数があつて、それを全部やりきれないことはできないので、そこで削っていくものもあつても良く、今年の年度末までに、9月からにしましょうとか、1年留年にしましょうとか、案も出てたりはしたんですけど、9月開始というのは諦めたそうです。そんな中どうしても授業数を減らさないと、この3月までにやりこなすことはできないため、夏休みとか冬休みも削られるわけなんです。そういった点も、絶対行わなくてはいけないというふうではないというようなことが文科省から発表されたものです。

それで、もう1点のご質問ですが、町営の塾についてです。以前に一般質問させていただいたんですけども、町内に塾が無くなってから、お子さんたちが学習の補完をするための場がないということがあつて、一部家庭教師をやられている方も、個人的にはおられたようですが、この東成瀬村に2月に教育長さんもお同行いただいて行ったところでは、やはり中学生に対して土曜日に月1,000円という低額で塾を開催しています。

今回コロナのこともありますが、塾のない子の町においては、そのこのところを何かで補っていかなくてはいけない。それを、学校に求めていくと、先生たちの負担が大きくなりますので、そういった面では、やはり町営で塾というものを考え、社会教育の一環として、子どもを対象にした学習の補充となるものをイメージしております。具体的には東成瀬村で伺ったこともそうですが、他の町村でも町営の塾をやって非常に喜ばれている事例はあると思い、そのようなことをイメージしております。

また、町営ではなくオンラインのことに対する町営の支援、町が後押しするという面も、この町営という中には含まれて、私の質問はあります。これは、都会では、オンラインで学校はもちろんやっている私立もありましたけども、塾等では、ほとんどオンラインで子どもたちが学習できる環境になっています。オンラインというのは普通の対面の授業とは違って、双方向のいろんなやり取り、

そういうシステムの使い勝手は短時間でクリアできると思いますが、やり方がずいぶん違うかと思います。そういうことで、今の反問の質問に対しては以上です。

○ 議 長 はい、教育長。

(教育長 鈴木雅史君)

○ 教 育 長 ありがとうございます。新聞で知られたということと、町営の学習塾であるということですね。

最初の議員がおっしゃったこと、文科省の構想ですけど、文科省は6月5日付けで「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合パッケージ」について通知しています。また、同日付けで「学校の授業における学習活動の重点化にかかる留意事項等について」の通知があります。さらに、6月12日にはホームページ上で「学びの保障オンラインフォーラム」を開催し、文科省の施策の説明や事例発表などを行っています。

確かに、これらの通知文を読むと、文科省は教科書会社に学校の授業以外の場で行うことが考えられる学習活動とその配当時数などを教科書ごとに提示するよう依頼し、教科書会社はその資料を「子供の学び応援サイト」というホームページ上に掲載していますので、その部分だけを見ると、家庭学習に回されたという印象を受け、さらに不安を抱くことになるかもしれません。

しかし、これには前提があります。文科省は、まずは時間割編成の工夫、土曜日や夏・冬休みの見直し、学校行事の重点化や準備時間の縮減などを行い、授業時数の確保を行い、それでもなお難しい場合の特例として、小6、中3以外は2～3年で学びを取り戻すことを可能としたり、学校でしかできない学習活動へ重点化を行ったりするという前提を述べています。従って、全国一律に、特例である重点化によって家庭学習になるわけではありません。また、単元という大きなものではなく、学習活動という狭い範囲の内容を家庭で行うとして例示しています。

さて、本町では、6月に学校を再開していますが、朝の10分の学習を5日で1授業時間として計算したり、中学校では7時間目の授業を行ったり、夏休み・冬休みを短縮したりして学習指導要領にある標準時数を確保できるように努力しました。現在の計画では、家庭に授業内容を持ち帰ることはありません。また、本町では、土曜授業は実施せず、さらに、2～3年で取り戻すという考えはなく、3月末で完結したいと思っています。

従って、この度の特例によって町で塾（町主催なら教員免許を必要とする）を開催することは考えておりません。また、既存の民営の塾や学びの講座への支援、児童生徒向けオンライン講座への委託費、土曜日活用の各学校での補修の支援、

学校での放課後学童保育（学童保育は授業を行う場ではない）の無料参加などは行いません。

これまで、年間の授業時数には若干の余裕がありましたが、今年はそれがぎりぎりになる予定です。また、本来学校は密集や密接の環境の中で一人一人の成長を支えていく場ですが今しばらくはそれができません。従って、学校は、そして教師は、子どもの実態をよく把握し、教材の本質をとらえ、子どもが伸びる質の高い授業を創るという教育の原点に立ち、日々の指導に打ち込んでいただくよう、教育委員会は指導しているところです。よろしくお願いします。

○ 議 長 はい、再質問。

（5番 服部圭子君）

○ 5 番 学校の授業の負担という点では、いろいろ努力をしていただけてありがたいと思います。引き続きお願いいたします。

今回ここでふれているんですけども、新しい場、オンラインでの塾という用語弊がありますが、オンラインでの学び、加子母小学校では非常におもしろくて、美術館への社会見学をオンラインで行いました。2時間も3時間かかるところで、普段だったらいけないんですが、オンライン上で、その美術館に入って見ながらとか、いろいろな資料もオンラインで見て、非常にいい社会見学をやったというような事例をテレビで放映されていました。そのように、オンラインを使った豊かな別の教育というものも生まれてきています。

学校というのは、どうしても先生方が指導要綱をとにかく子どもたちに学習しようとやっていますが、そういった別の教育の機会を子どもたちにも教えてあげたらいいのではないかという点で、そういったことをする民間の方々への何らかの連携、支援を少し検討していただけないかと思ひまして、その点についてお尋ねします。

○ 議 長 はい。教育長。

（教育長 鈴木雅史君）

○ 教 育 長 加子母の話は、全然私はわかりませんが、学校教育の中で、これからはオンラインを使って他と繋がることはやっていきますし、現に、佐見中と黒中がオンラインで授業をするとか、佐見中はニュージーランドの学校と交流するとか、そういうことはありました。

議員のおしゃったことは指導方法の一つとして、学校ではやっていくことができる内容です。また、そういう機会もありますので、やっていくことになると思います。民間への支援とか、そういったことは今回はコロナ影響として考えていないということです。

○ 議 長 答弁が終わりました。質問ありますか。

(5番 服部圭子君)

- 5 番 次にいきます。転入者を受け入れる住宅環境の整備ということで質問させていただきます。

住宅の建設については、横家町長就任以来、何度も一般質問しています。空き家対策、移住サポートセンター等進めてこられたことは承知していますが、質問のたびに住宅総合計画を立ててから等伸ばし伸ばしになり、住宅が1件も建設されていませんと思います。

転入者受け入れや、町内で働く方々の住居整備のために、早急な整備が求められています。リフォームして条件を整えた住宅にする。黒川の研修施設のような比較的小規模の住宅を新築し、住居環境を増やすことが、転入者、移住促進には必要なのではないでしょうか。

特に、学校の存続の危機に瀕する佐見地区に、早急に転入者用の子育て世帯入居専用の住宅を建て、若者世代の人口バランスをとる施策が切望されています。

地方に住む人が増えることはこのコロナ禍のステイホームが象徴しています。時代を読んだ施策を実行していただきたいのですがどうでしょうか。

- 議長 はい。6番目の答弁を建設環境課長。

(建設環境課長 藤井充宏君)

- 建設環境課長 それでは、コロナ禍における住宅施策、特に子育て世帯の転入・定住促進につながる住宅施策の考え方について、お答えします。

議員のお話にありました「住宅総合計画」ですが、「白川町住生活総合計画」の名称で、平成30年度末に策定しています。この計画では、子育て世代をはじめ、高齢者、低所得者の方などに配慮した住まいのこと、町営住宅の長寿命化のこと、さらには空き家を含めた移住・定住施策としての住宅のあり方についてなど、総合的にとりまとめています。

昨年度はこの計画に基づき、高齢者住宅と移住・定住者向け住宅の整備について、それぞれ検討委員会等（高齢者住宅整備検討委員会と移住・定住関係住宅整備研究会）を設け、関係する業界の方々や有識者を交え、協議・検討・先進地視察など実施してきました。引き続き、今年度からは、いよいよ具体的な施策へと展開する段階となっています。

まず、町営住宅による住宅施策の考え方ですが、先の住生活総合計画のアンケートでは、町営住宅の数が足りないという回答は少なく、おおむね足りているという意見が多くありました。それを受けて現在の町営住宅をいかに長寿命化させるかということに主眼を置いて施策を展開していきます。

今定例会補正予算においても、住宅メンテナンスにかかる予算を計上しましたので、よろしくお願いします。

また、若者の移住や定住促進という部分においては、公営住宅としては、三川地区での高齢者住宅と共に検討していくことが、検討委員会から提案されていますので、より具体的な検討に着手していきます。

それから、先ほど議員のお話の中で、「早急に、佐見地区に子育て世帯の住宅建設を」とありましたので、佐見地区の住宅状況を説明します。佐見地区の町営住宅大寺団地ですが、鉄筋コンクリート3階建て、世帯用6戸、単身用6戸あります。この春、退去が相次ぎ、世帯用3戸、単身用2戸が現在空き室となっていますので、早急にということであれば、まずは既存住宅への入居をお勧めしたいと考えています。

次に、町営住宅以外での住宅施策ですが、今後は空き家利用の促進が大きな施策となっていくものと考えています。空き家は民間住宅ですので、町としては、移住交流サポートセンターを介した施策の展開になります。

また、黒川では地域住民の皆さんが、移住促進のグループを立ち上げ、空き家活用による移住促進活動を始められました。住民と行政の協働による新しい形での移住促進事業の展開が期待されるところです

「コロナ禍により人生観が変わった。地方移住を考える人が増えた。」といったネット記事を目にするようになりました。テレワークの推進により、田舎暮らしでも日本全国さらには海外を相手にビジネスができる可能性が広がりつつあります。

住宅施策についても、議員がおっしゃる通り時代を読んだ施策ができるよう、努めていきますので、ご理解ご協力のほどお願いします。

以上、答弁とします。

○ 議 長 はい答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 服部圭子君)

○ 5 番 住宅ですが、町営住宅が佐見の場合はあるといいましても、移住を考えている方々というのは、やはりそこに畑があったりとか、食べ物があって安心した暮らしができるというところに来る方が多いと思います。

そういった点で、空き家の利用促進として今年度何件ぐらいを予定されているのか。そして、長寿命化については、どのくらいの数として何世帯を受け入れることができるのかの数字をお願いします。

○ 議 長 答弁を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 藤井充宏君)

○ 建設環境課長 長寿命化の部分につきましては、建設環境課の方で対応をしております。

現在、住宅の計画の方で、古い住宅については取り壊しをして減らしていく方向。それから、維持管理できるものについては、改修していく方向で考えており

まして、全体の戸数としては、現在よりも少し減るんですけども、120戸程度が町内の町営住宅としては理想かなと計画の上では出ております。現在でも空室になっている状況がありますので、当分の間は空室の方で余裕がありますので、対応ができると思います。

田畑の耕作については、町営住宅の方では難しいので、答弁を控えさせていただきます。

○ 議 長 はい。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 空き家の利用について、促進どのくらいという質問ですが、空き家バンクについて61戸の登録がございます。そこに登録している物件の紹介ということで今年度進めるわけなんですけど、新たに空き家バンクに登録していただくことで、今後も増えるということが予想されます。

農地付きかどうかということも登録の際にわかるわけなんですけど、農地についても、一緒に購入あるいは借りるということで、希望者が多いということがございます。

予定という数字は特に定めておりませんが、空き家バンクを使用して空き家の利用を図るということで進めてまいります。以上です。

○ 議 長 はい答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 服部圭子君)

○ 5 番 ちょっと数字がわからないのですが、120戸町営住宅があるということですが、長寿命化をする今年の事業計画はどのくらいで、それによってどのくらいの人が可能になるのかということと、また、空き家の利用ですが、今61戸空き家バンクとしては登録されているんですけども、先ほどから不足しているとおっしゃっている、来た方が気に入った物件がない。そういうところでは、どこの町村かわからないのですが、ちゃんとリフォームして、それを賃貸し、10年後にはあげるとか。そういう施策も、何度も藤井議員とかからも質問が今までにあると思うんですけど、そういった具体的なすぐにでも住んでもらいたいぐらいのリフォームの計画がどのくらいあって、年間にどのくらいの人を受け入れることにできるようになるのか、お聞きしたいです。

○ 議 長 はい。答弁できますか。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 説明が下手で申し訳ございません。リフォームにつきましては、町の住宅等取得事業補助金というものがございまして、そちらで購入と改修、さらには家賃の補助という形で、ここ4年ほど続けてまいりました。そちらの実績がかなり上がってまいりましたが、空き家はすぐに住める物件が少ないということで、そうい

った補助金を活用するように進めております。

あと、町の方で体験住宅というのを2戸ほど採用しております。それと別に住宅サポートセンターの方でも、センターとして体験住宅をお借りしております。そちらについては、センターの方で改修をし、体験をしていただくために整備をしました。

これについては、利用される方が、あるいは地域の方が利用される方に住んでいただきたいという流れになりましたら、その利用を町に代わって入っていただくという施策を今展開をしているところです。これも、いい物件がでてまいりましたら、そういったちょっとした改修をして、お貸しするという形で進めてまいりたい。

数字については、設けておりませんので、そういった物件がありましたら進めてまいりたいという形でお願いします。

○ 議 長 はい、建設環境課長。
(建設環境課長 藤井充宏君)

○ 建設環境課長 町営住宅の長寿命化の方の答弁をさせていただきます。

今年度の予算、先ほど補正予算でお願いするとお話をしましたけど、今年度につきましては、白川口団地と大寺団地の世帯用でいいますと、白川口で5戸、大寺団地で2戸について改修を予定させていただいております。

空き室の戸数を言い忘れましたが、全体では31戸あります。その内24戸が世帯用ということになっています。今回は、その内の世帯用7戸分を改修いたしますので、それに対応するぐらいの受け入れは可能と思われれます。

○ 議 長 はい、再質問ですか。
(5番 服部圭子君)

○ 5 番 再質問はいいです。そうですね。移住者が岐阜の方に来たい方が、住宅もですし、地域が受け入れるというのもそうですが、住宅というのはとても大事な面だと思います。それを、もうちょっとアピールできるような、今年度こういう物件が5つあるよとか、10戸あるよというような数字がないと、どうしてもそれで来て気に入ったから、じゃ改修しようよとか、そういうゆったりした段階を踏む時代ではなくて、そういったニーズも含めながら改修してだしていくような改善をして、今風なやり方を取り組んでいただきたいなと思うところです。

次の質問にさせていただきます。7番目です。緊急対策会議の議事録の有無と開示について、質問いたします。

緊急事態の中、町では対策会議が開かれていました。その内容が開示されないまま、町民も議会も情報難民に陥り、対策にあたる根拠や理由の説明がないまま、

感染予防と協力を求めるアナウンスがされました。ホームページを開いても、決定事項は出てくるものの、なぜそのようにしたのか、しないのか、疑問や混乱が生じました。

国の特別委員会の議事録がなかったという、その危機管理の脆弱さに背筋が寒くなる事実には、この国のリーダーたちへの信頼が一瞬揺らぎました。

突然のことに対応するのを危機管理と申しますが、人は「何事も学び成長するために起きていると考えよ」というのが古くからある教えです。公的な政治が行う施策は、その理由を明確にし、目標をしっかりと立てて、行ったことを常に検証し、次に起きたときに備えなくてはなりません。

つまり、PDCA、計画、行動、チェック、改善を次に回す意識を持つことが重要です。そのためにも、対策会議の議事録は重要です。高山市のホームページでは、常に対策会議での議論が公開されてました。その良い所は、何よりも役場職員、議員、関係者がそれを見て一丸となることができることです。

議事録の作成と公開について、また考えをお聞きます。

○ 議長 答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 安江章君)

○ 総務課長 対策会議の議事録の作成と開示についてのご質問をいただきました。

対策会議の議事録につきましては、現時点では要点を記録した程度の内容であり、基本的にホームページ上に掲載しております内容と大きく変わらないことから、開示は考えておりません。

ただし、今後新たに情報提供が必要になった場合には、その表記の仕方について、概要を加えるなど、わかりやすい方法について検証してまいります。

新型コロナウイルス感染症については、いわゆる災害ですので、気象情報と同じように、緊急事態宣言等が国から発出されれば、国の見解、県からの指示等を参考に、町として早期に判断し、感染防止に必要な措置として、その内容、時期、範囲等を町民の皆さまにお知らせする必要があります。本町の対応方針は、それらをまとめたものとなります。

一方で、コロナにかかる経済対策等につきましては、予算を伴いますし、その施策が白川町にとって本当に効果的かどうか十分ご協議いただく必要がありますので、議会にもお示しし、逐次内容をご審議いただいているところです。

緊急を要するものか、県内同一步調のものか、十分な審議が必要なものか等の判断、また協議内容の公開の必要性等を十分検討した上で対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○ 議長 はい、答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 服部圭子君)

○ 5 番 コロナの緊急対策のことなどは、詳しく議会にも予算を伴うことですので、あったのは当然のことだと思います。

私がここで質問しておりますのは、それについては今後協議の仕方について、検証していくというふうにご答弁いただきましたけども、例えば、再休校にしたりとか、学校再開、給食等の再開について、なぜ再開ができないのか、なぜこの時には再開するのかといったような理由が町民にも明確でない部分があったと思います。そういった点についても、議論をする対策会議自体が、職員の課長クラスだったのか、その辺の対策会議の構成について、今後の課題は残っていないのか、そういった点についてもお聞かせください。

○ 議長 答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 安江章君)

○ 総務課長 先ほども答弁の中で、少しふれましたけども、学校の休校等については、総理の学校休校宣言であったり、県のストップ2週間コロナ作戦であったり、非常事態宣言であったり、さらに国の緊急事態宣言であったり、その時々、国の専門家の皆さんが協議をした中で、この期間まで学校は休校にするべきであるとか、人との接触を自粛すべきであるとか、そういう方針を示されて、それが各知事のところに下りて県の判断を加えられて、それが町村に下りてきています。町村の中でその方針に従って、そういった自粛等の要請をさせていただいたものでございます。

ただ、今本当にその自粛が正しかったのか、この経済への影響の大きさについて、専門家会議の判断が正しかったのか、その辺のところ、国でも大きな問題となって検証が進められているところでございます。

私どもも、専門家がいらない中で、上からの情報をいただく中で、どうしていくかというそういう判断を加えて対応してきたところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○ 議長 はい、再質問ありますか。

(5番 服部圭子君)

○ 5 番 結構です。次の質問に関連してきますので。最後の質問に行きたいと思います。今の質問に関連してきますが、よろしくお願いします。

町民や専門家とのパートナーシップについて質問します。

これは国のコロナ対策について指摘されていることですが、縦割り体制の弊害をなくし、実態把握し、そこから研究したり、施策を行い、その施策を常に検証し、改善を加えることをスピードよくしていくことが、危機管理には特に、重要です。

アベノマスクに象徴されるように、なぜそれにお金を使い、何のために役立ち、

いつ必要なのか、それらに全く答えられないにもかかわらず、国民の血税が使われてしまうことに、限りなく残念です。

地方分権の時代です。人々に一番近い町政では、町民や専門家とパートナーシップを築きながら進めていくべきだと思いますが、具体的なパートナーシップ以下の3点について、どのような見解をお持ちかを質問いたします。

1番としては、専門家から知見や意見を聞くことです。町内の医師に、町民をコロナ感染から守るためにはどうしたらよいか。また、感染症とはどういった事なのかなどの知見や意見をお聞きし、参考にする連携が重要欠くべからざることだったと思います。今後とも必要だと考えますが、これについてはいかがでしょうか。

2番目に、現場からのアイデアを、整理し、施策を考える。若い世代、多様な人材とのパートナーシップと信頼関係を築くことについてです。休校期間中の保護者への聞き取り、子どもへの聞き取りを常に行い、現場教師のアイデアを引き出し、反映すること。管理職だけの議論にとどまっていなかったか。福祉関係者の現場ヘルパーさんの直の声や悩みを把握することを重要視することができたのかについても質問いたします。

3番目、会議の改革です。冒頭に町長さんがいろんな会議も中身を見直していかなければいけないと本日おっしゃいましたが、一般企業や、講演会、研修会では、ホワイトボードを使い、議論を整理したり、少人数での議論をはさみながら議論を深める方法が進められている。PDCA、プラン、実行、チェック、改善を、会議の中で常に明らかにすることで、施策のレベルアップも大きく図られます。

既存協議会や、審議会での会議の持ち方が、多様な意見や、アイデアを引き出し、町の活性化に活かされるような会議の持ち方の工夫が、新時代の基盤となると考えています。オンラインも含め会議の持ち方の改善を積極的に進められたいが、現状と、取り組みへの考えをお聞きいたします。

○ 議 長 はい、質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 安江章君)

○ 総務課長 専門家のご意見を伺うことは当然大事なことでありと認識しております。逼迫した状況下ではなかなか時間も取れませんので、出来るならば、平時の時からそうした取り組みを進めることが大切だと考えております。

ただし、今回のコロナ禍においては、その専門家の方が、それぞれの立場で、それぞれのご意見を述べておられ、専門家の意見といっても必ずしも同じではなく、その点も大きな課題として国での検証が進められています。

町としましては、県の専門家会議の見解、保健所の方からのご指導等も含めて幅広くご指導をいただいてまいりたいと思っております。

2点目、3点目のご意見につきましては、いろいろな声に耳を傾けることは当然ですし、会議の手法についてもさまざまですので、今後も、有益な方法を取り入れていきたいと考えております。

ただし、今回はコロナに関連して質問をいただいております。緊急事態での対応においては、ご案内のような方法がとれない場合があることをご承知おき願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○ 議 長 答弁が終わりました。

(5番 服部圭子君)

○ 5 番 1番についてですが、地元の医療関係者の方への協議だとか、3番目は緊急事態だからこそ、きっちんと文字化するホワイトボードですとか、そういうものが必要だと考えます。以上、答弁を求めます。

○ 議 長 はい、総務課長。

(総務課長 安江章君)

○ 総務課長 町内の医療関係者の方と十分と言えませんでしたけども、関係下において意見を聞いたという事例も今回あったというふうに聞いております。ただ、今回の反省をふまえて、平時の内にできることはないか、そういうことを考えていきたいということをお答えしたところでございます。

ホワイトボードにつきましては、当然緊急事態でも使うことはありますので、そのことを否定したわけではありません。

○ 議 長 これをもって、服部議員の質問は終わります。

次に行く前に、ここで休憩をしたいと思います。(午後2時)

○ 議 長 一般質問再開します。(午後2時15分)

次は、3番 梅田みつよ君

(3番 梅田みつよ君)

○ 3 番 議長より発言を許されましたので、質問に入らせていただきます。

質問に入る前に、本日、私最終バッターでございますが、元気いっぱい頑張つてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この度は、新型コロナ肺炎ウイルスに感染されました方々と、惜しくも命を落とされました方々に対し、心よりお見舞いを申し上げますと共に、ご冥福をお祈り申し上げます。

新型コロナ肺炎ウイルスは、未だ世界で大きな脅威です。発症した地域も、そうでない地域も、生活の自粛を求められ我々は危機に直面しました。令和2年5月に緊急宣言が解除し、新しい生活様式がスタートしたとは言え、まだまだこの生活は長引いてくるものと思われます。岐阜県でも新たな感染経路不明の感染者

の発症もあり、予断を許しません。4つの点にわけてさっそう質問に入りたいと思います。

一つ目です。新型コロナウイルスに対応していくために、これまでの概念を一新し、改めてこの白川町独自の生活のあり方の施策を展開していく必要があるのではないか、という事についてです。主に3月から始まった感染対策の本町の方針は令和2年3月2日の第1報をスタートに、その後、第12報までが発表されているところです。その内は、ステイホーム、また人との交流を自粛してくださいという内容が主であり、一人ひとりがどのような行動をとるのかということがわかりづらいと、ご意見を町民の方から頂戴しております。町長の有線放送に対しては一定の影響がありました。しかし、町外から町にお越し下さる方々への周知には当然至らないということでございます。ニュースでは感染爆発事態を受けた東京都知事や北海道知事の会見が目立ちました。多くの人たちはその内容を自分の地域の事のように受け止め行動していたのではないだろうかと思います。確かに町の感染対策の中では、岐阜県独自の行動様式や行動方針はそのまま示されていたと思います。本町もそれに準じていたと理解しております。その点からも、今後に向けて、この町の人々に合った、この町の町民の生活に合ったより具体的な行動指針を示していく必要があるのではないか、高齢化率も高まっている本町において、これから夏に向かう熱中症の危険もあります。心身への影響の考えると、マスクは暑いからしないという方も増えてきています。実際に町の中を巡回しますと、マスクをしていられず生活をしている方が多くおられるというふうに認識しております。やはり、心身への影響を考えるとマスクは暑いからしないということですね。町長が町政の方針として掲げているお互い様という理念がございました。地域のコミュニティーの柱である、ご近所さんとの助け合いというふうにするならば、それがソーシャルディスタンスの距離を保つということが、非常に難しいのかなと考えております。特に相手と2mの距離をおいたということで、相手に失礼に感じるとか、話をした気持ちにならないと思う人は少なくないでしょう。そして、今までの我慢自粛ということでより人と集まりたい。こういった思いになっているのではないのでしょうか。しかし、東京では未だに感染者が発生している状況ですし、この度は久しぶりに県内でも発症者が確認されたところです。地方の住民を守るために本町独自の対策方針をより練って具体的に示していく必要があると思います。この3月からの対策や対応の中での反省点や今後に向けて検討された新しい生活様式についての方針をお聞かせください。

- 議 長 1 番目の質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。
 (総務課長 安江章君)

○ 総務課長 梅田議員のご質問にお答えさせていただきます。

以前にもお答えさせていただいたと思いますが、町としては防災行政無線、すぐメール、CCNET、また紙ベースの情報もといったご指摘の中で、チラシ等の全戸配布も何度か行いながら情報提供させていただきました。

マスクの着用といった一般的な注意事項に加え、熱が出た場合の対応方法、また、こうした状況下での行事・会議の持ち方として、書面表決の文例もお付けしながら自治協議会長、自治会長さんには個別に案内も出させていただいたところです。休業補償の対象となる事業所へは、一軒一軒、連絡を入れさせていただきました。

高齢者の多い白川町ですので、ご指摘のとおり、そうした方たちも含め、様々な配慮が必要な方については、対応できることがないかの検証は進めてまいります。

いい機会をいただきましたので、この場を借りて、一つお願いさせていただきたいと思いますが、出水期を迎えています。コロナ対策としての準備も進めておりますが、今後避難が必要な状況も出てこようかと思えます。それぞれ町民の皆さま方は、住んでおられる場所も、家の構造も、家族の状況も違います。それぞれのご家庭で、ご自身で、いざという時どうすればいいか、ぜひ常日頃から考え、出来る対策を進めていただきたいと思います。こういう状況下です。安全な知人宅への避難もぜひ選択肢に加えていただきたいと思います。

コロナ禍における生活様式についても同じことが言えるのではないのでしょうか。一律に、すべての人に対応できる完璧なマニュアルはできません。自分でできる対策は何か、それぞれでお考えいただいて、その中で迷われるようなことがありましたら、ぜひご相談いただきたいと思います。町としても一生懸命考えて答えを探してみます。

そうした積み重ねで、このコロナ社会における、白川町の新しい生活様式を作り上げていければと思っています。

以上答弁とさせていただきます。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 梅田みつよ君)

○ 3番 非常に前向きで大変うれしく思います。やはりこの先、毎年おこる災害等に本当にどのように対応していくのかということは、行政としても苦しいところだと思っておりますので、私たちもしっかり協力して、共にそうした危機を乗り越えていけるといいなと思っております。

また、CCNETも頑張ってくださいしておりますし、チラシの配布等も随時確認をしているところです。新しい白川町のラインもできたことすし、そういつ

たところで、皆さんよく確認をしていただいているので、そういったところの発信をより強化して、こまめな発信をお願いしたいと思います。

○ 議 長 はい、答弁いいですか。
(3番 梅田みつよ君)

○ 3 番 より、強化してこれからも進めていただきたいと思います。

○ 議 長 はい、2つ目。
(3番 梅田みつよ君)

○ 3 番 2つ目にまいります。

新型コロナウイルス対策で、最も大切な事は、各関係者の連携ではないかと強く感じるところです。先程服部議員からも同じ視点で質問があったところですが、これからの新しい連携スタイルについてお聞きします。

これまでの対策では、必要な機関や行政が必要だと判断された関係者のみが会議に召集されました。そして、その情報はクリアではなかったのではないかと思います。会議の中では、先程の答弁を聞いていて思ったんですが、やはり個人情報等も含まれてくることから、これは、すべての会議というものは難しいのかなということも、私も思ったところでございます。

住民はこのコロナ時期を本当に不安で過ごしておられると思います。こういった時期に必要なのは「情報」です。そして関係機関との連携です。対策会議には、行政のリーダーや消防署等が会議に召集をされていたという事でありましたが、最前線に立つ医療機関や協議会代表や民生児童委員、そういった本当に地域のために第一線で活躍しなければならない代表が一同に介し検討を行うべきではなかったのか、という事を思うわけです。しかし、三密は回避しなければならないので、集まらないでできる会議を展開するために、オンラインでの会議を進めていく必要があります。この機会にオンライン化が進むように、地域の中で進めていく必要があると思いますが、その考え、準備はどのようになっているのでしょうか。

○ 議 長 2番目について、答弁を求めます。総務課長。
(総務課長 安江章君)

○ 総務課長 対策会議の対応について、先ほど服部議員に答弁させていただいた点については、重複いたしますので割愛させていただきます。

密になってはいけないということが会議に制限をかけたということももちろんありましたが、対策会議は時間との戦いの部分もありました。例えば、休業補償の対応などは、木曜の夜8時からのテレビ会議で連絡を受けて、次の日1日で対応し、土曜日から実施といった慌ただしいものでした。ですので、町としては、対策会議にこだわらず、対応の協議においては、それぞれの所管課でもいろいろと意見交換の場をもってきました。医療機関、福祉関係者、自治協議会長さんに

は個別で相談もかけさせていただきました。商工会とも何度も協議の場はもっております。十分ではなかったかもしれませんが、連携の必要性は認識しておりますので、今後ともそうした対応で柔軟に進める考えでおります。

オンラインでの会議につきましては、現在、本庁、町民会館、各支所においてテレビ会議が可能ですが、今回のコロナ禍においては集まることができませんでしたので、有効に活用することができませんでした。財源等の問題はありますが、将来を見据え、一步進めたオンラインの方法については、しっかりと研究を進めていかなければならないと考えているところです。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 梅田みつよ君)

○ 3 番 確かに今回、コロナが始まってから公民館とか集会場の利用というのが中止になってしまったので、基本的にそういった所が利用できないというふうに認識されています。そういったところは、次に向けてどういった改善をされていくというか、考え方としては、次の時も公民館は閉鎖してしまうのか、オンライン化が進むように何度も研修を繰り返すのか、どんな方向性でしょうか。

○ 議 長 はい、答弁。

(総務課長 安江章君)

○ 総務課長 公民館の利用について、今回それぞれ地域においても自粛というような対応をとっていただきました。

梅田議員のご指摘のオンライン化については、当然将来に向けて検討を進めていかなければいけません。今ここで、簡単にそれができるかというものではございませんので、現在の対応としては、第2波、第3波に向けて、各自治会の集会所等の活用方法についてのお知らせを自治会長さんにはしております。手指消毒用のアルコールの配布や避難所を兼ねた非接触型の体温計なども、自治会にお配りし対応させていただいているところです。

オンライン化はその先にあると思っております。

○ 議 長 はい。いいですか。

(3番 梅田みつよ君)

○ 3 番 オンライン化がその先であることについては、そうでなくてオンライン化も、得意な職員さんを起用して同時に進めていくものじゃないかなというふうに思うんですけども、同時に人が限られていますので、非常に少ない職員の中で、他の自治体と同じような仕事量があると思うと、それはやっぱり少ない人数の中で、何人もが時間外をして頑張ってそういう体制を築いていけない苦労が発生するんだろうと思うんですけど、そういう得意な職員さんを起用して、何とか頑張って同時に進めていく努力というのは考えられないでしょうか。

○ 議 長 はい。総務課長。

(総務課長 安江章君)

○ 総務課長 言い方が悪かったかもしれませんが、オンライン化の方法についても、平行して考えていかなければいけないというふうにご理解していただければと思います。今いろいろと、ズームの方法であるとか、ラインでオンラインというようなことで、町の方にもいろんなご提案をいただいておりますけども、来月早々にコロナ禍における避難所の運営についての訓練を行う予定にしております。そういった時には、今おっしゃられたようなことも含め、その後に経費を掛けてできるようなオンライン化については、平行して考えていかなければいけないと捉えていただければいいかと思います。

○ 議 長 はい、再質問。

(3番 梅田みつよ君)

○ 3 番 期待しておりますので、よろしくお願いします。

3つ目にまいります。少し長くなりますので、申し訳ございませんが、お付き合いいただきたいと思います。

医療福祉や生活支援に関わる従事者への支援についてのお考えについてお聞きしたいと思います。コロナ対策は、これまでもこれからも強い警戒と、心身の健康を保つ努力が必要です。予防事業として各事業者には国や県や自治体からある程度の予防品が配布がされているとは言え、十分とは言えず各個人が高騰しているマスクや消毒剤などを自費で準備や購入をしている状況でした。一般的な物資は十分とは言えませんが支給されています。これからは夏に向けての対応も必要となります。先日、夏用のマスクを個人で装着されている方に会いました。仕事をしながらのふつうのマスクでは息苦しくて辛いので、との事でした。そのように、一般的な労働者と比較しても、より厳しい状況で従事しています。感染予防と自粛が求められ、テレワークが困難な業種、心身の弱者との濃厚な接触など、まさに三密の避けられない職務です。

第一次感染拡大時は、町内での感染者はなかったものの、第2波、第3波の懸念や予測等もあり、その負担はしばらく持続するものと考えます。この感染症が心配で、通院控え、利用控えがあり、経営に苦労はあとお聞きしています。こちらの経営についても、しっかり相談に乗っていく必要があると思います。

同様に苦労があるのは、休ませられない従事者への心身の負担と、勤務内外時も公私に渡り自己防衛をされている事を慮るところです。感染者の受け入れが無い状態でも、これは目に見えないウイルスとの戦いであり、感染対策は地方にも及び、いつ何時も怠る事が出来ません。町の財政運営も大変なご苦労の中とは思いますが、日々リスクと隣り合わせで町民の健康と生活を守り、懸命に頑張っ

いる町内の事業所に向けてどのような支援をされるのか、お聞きしたいと思います。

どのように工夫しても感染のリスクが避けられない職務である事。患者や利用者や支援者の便・尿を触る、飛沫を受ける可能性がある、血液や体液に触れる可能性がある事。三密が避けられない事。心身の弱者が所在する事。派遣・パートタイムのような時間給の従事者でも心身弱者や死亡リスクの高い対象者と接触する事。日本が新型コロナウイルス感染者の発症が拡大してから感染予防が開始している事。自己・周囲への配慮に対しマスクや消毒等の予防にかかる費用。予防のため心身の健康増進のためにかかる費用等。高齢者・障害者・認知症・乳幼児・子供等の支援にあたり、難聴やスキンシップ等による理由で、近距離での会話や指導が求められる事。このコロナが本当に身近に迫ってきたら、少なくとも医療福祉生活支援の仕事を辞めたいと思っている人はいます。

また、コロナを理由に出勤を拒否する、家族に引き留められて仕事を制限する、或は休む、という事態が起きることも想像できます。職員がどう考えるのか、感染が出たらどうなるのか、フルに想像力を働かせてみると、下手をすると、この白川町は医療福祉の崩壊が起きかねないという危機的な状況になるかと思います。その理由は、どこからも応援が来ない地域だからです。また、町内の医療福祉従事者は町外からも多くの皆様がお勤めいただいて、ご尽力をいただいているところではありますが、白川町で勤めたいという思いがコロナによって途切れてしまうという可能性もあります。組織はどれも単体であり、さきほどの質問でもしましたように、いざという準備のための連携がはかられていない事が大きく響きます。何より、この町には感染対策の求心力となる人物は町長です。しかし、町長はその専門ではありませんから、分野外という事になります。そうであれば、各専門家と腹を割って話し、今後に向けて真剣に取り組む姿勢が求められていると思います。この町は、悪く見ると、高齢化率も高く、圧倒的にマンパワー不足で、事態が深刻化したら、乗り切れないのではと不安が募ります。しっかり乗り切るためには、先に準備や投資が必要です。そして町民一人ひとりが、自分自身が頑張らないという意識を起こすことです。今回、国の31兆円の二次補正の中に、対策予算はしっかり盛り込まれております。感染者の受け入れ病院の支援は最大一人20万円が支給されるということになっており、介護関係従事者には5万円が支給されると決定しています。前置きが長くなりましたが、2次補正で交付対象の医療介護職員のみならず、医療福祉や生活支援に関わる従事者への支援についてのお考えについてお聞きしたいと思います。

○ 議長 3番目の質問が終わりました。

これに対しての答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 杉山哉史君)

- 保健福祉課長 梅田議員には、医療・福祉現場で働く人のご苦労を始終述べていただきましたが、まったくそのとおりでありまして、医療・福祉関係の従事者には、患者や利用者との接触は避けられず感染のリスクが高い中で、細心の注意を払いながら業務を続けていただいていることに、心から感謝を申し上げます。

医療・福祉従事所に対する支援は、服部議員の質問に対してもお答えしましたので割愛させていただきますが、医療・福祉従事者個人に対する支援についてということで、これにつきましては、国の第2次補正予算の中で、患者や利用者へ直接接する職員に対する慰労金の支給が盛り込まれています。感染者を受け入れていたり感染が発生したりしている医療福祉機関の職員には一人当たり10万円から20万円、それ以外の医療福祉機関の職員には一人当たり5万円の慰労金が支給されるようです。町としましては、医療・福祉従事者のご苦労は十分理解するものの、休業等により収入が大きく減少したり、職を失ったりしている方も多数ある中で、医療・福祉従事者個人に対する支援は中々難しく、現在のところ考えておりません。今後、国の支援の状況や、町内の医療・福祉機関の状況によって、必要であれば検討していきたいと考えていますのでご理解をいただきたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

- 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 梅田みつよ君)

- 3番 今ですね。そういった交付金のある方々への支援は確実にされるということで、そうでない方の支援については、助けなければならない他の方がいらっしゃるの、そういった方々への支援は今のところ見込んでいないということだったというふうに思いますけれども、そこから外れる人があります。対象から外れる人が、ボランティアの方だったり、シルバー人材で各家庭にヘルパー業務のような掃除に入ったりする方や、あと個人で教室、塾とか、塾というような教室スタイルでなくても、地域の方を呼んで何かを開催しているとか、そういう方々もいらっしゃいます。あと運転手の方とかも当然心身弱者の人を運ぶ場合もあるんじゃないかなと思って、そういった対象から外れる人たちが、同じように同じような現場にいるんだけど、そういった方にはまったく何もない状態なんだけれども、そういった自分でマスクを買ったり、消毒薬を買ったり、外出を控えたりしている方がいらっしゃると私は気づきまして、そういった方々への支援もお願いしていきたいと改めて思いました。今回まったく支援が無いという回答だったんですけども、そういった方々へも目を向けていただけないかということ改めてもう一度お尋ねしたいと思います。

- 議長 はい、再度いいですか。保健福祉課長。

(保健福祉課長 杉山哉史君)

- 保健福祉課長 ちょっと伝わっていなかったようなんですけれども、休業したり、収入が減った方への支援が必要だから、医療福祉従事者への支援をしないということではなくて、当然今回国の２次補正の中で医療福祉従事者すべてが対象になるわけではなくて、直接患者さんや利用者に接する方と定義がありますので、このあたりの詳細はまだ不明でございますので、どこまでが対象になるのかわかりませんが、医療福祉従事者、施設で働く人たちの中で当然対象外になる方がいることは承知をしております。先ほどおっしゃたように運転手さんですとか掃除をされる方ですとか、ヘルパーさんが対象になるのかちょっとわかりませんが、対象にならない方がいることは承知をしております。当然その方たちもリスクがある中でいろんな対策をされて仕事に従事しておっていただけることは、重々承知をしておるところでございます。町民全体を見渡しますと、休業されて収入が大きく減った方、失業された方、仕事がなくなった方、そういった方がおられる中で、医療福祉従事者だけを対象にした特別の支援は考えていません。もっと広く考えていくべきではないかと思っておりますので、そういう業種を限定して支援するわけではなくて、今後の状況を見ながら必要であれば町民全体への支援を考えていくべきだと考えているところでございます。

- 議 長 はい、いいですか。

(３番 梅田みつよ君)

- ３ 番 質問です。業種に限定せずにのところで引かかったんですけれども、あえて業種、そういう対象者を絞っていくということが大事だということを、私は伝えたいというふうに思っていて、そこに患者さんや社会的に心身弱者の方がいらっしやって、その方をそのまま放置して、見て見ぬふりはできない。そういうことが、対象者かどうか見分けて、そこで区別してくことが必要なんじゃないかなと思っております。先ほども言いましたけれども、専門性があるのかないのか、そういったところも、そういった方々としっかり協議をして、必要な方への支援を進めてくことが必要だと思っているので、生活に困ってみえる方は多くいらっしやるんですけれども、生活を守らなきゃいけない人がいるということで、今話をしているので、それが、金銭的な援助ということではないですけれども、なにか職員さんたちあるいはそういった対象から外れた人たちも、元気に頑張っていたいただけるような仕組みというか、そういったなにか施策を頑張っていたきたいというふうに思います。

マスクなんかも、お風呂介助なんかされたり、生活支援もそうですけれども、クレーンがある家ばかりじゃないです。そういった所に行くのに、高いマスクを自腹で買ってみえる人が、対象になる職員さんばかりでなくて、シ

ルバーさんとかボランティアの方もそういったことにお金をかけなきゃいけない。実費でかけなきゃいけないという状況なので、その点をわかっていただきたいというふうに思いますので、改めてもう一度皆さんで検討をしていただくというところを努力していただけないかなと思いますがいかがでしょうか。

○ 議 長 はい、保健福祉課長。

(保健福祉課長 杉山哉史君)

○ 保健福祉課長 先ほど、服部議員の質問の中でもお答えをしたと思いますが、個別の特別な支援というわけじゃなくてとういことであれば、医療福祉施設に対しては、感染症予防の対策に係る費用については、国の第2次補正予算の補助金もございますし、町でも十分な額ではないかもしれませんが、感染症対策事業にかかった費用の補助金を用意しておりますので、職場における予防対策は十分におこなっていただきたいと思います。課の予算の中で十分でなければ医療福祉施設の充実ということについては、他にも今後の検討の中で加えていけたらと思っていますので、よろしくお願いします。

○ 議 長 はい、いいですか。

(3番 梅田みつよ君)

○ 3 番 では、4つ目の質問にまいります。休業の助成について、個人向けに支援する意向はないかお聞きします。

世界中で、日本の中で、岐阜県の中で、白川町で、子供の休校と、いきなり仕事がなくなるなどの窮地に追い込まれ、生活が一気に変化した方があります。すぐに死に直結するものではないかもしれませんが、これまでの生活が維持できなくなっている事が大きな課題であると考えます。経済界や事業者に向けた支援はあるものの、個人向けには無利子無担保の小口融資のみとなっています。

当初、休業の助成について雇用調整助成金や休業保障で休んだ分はもらえるんだと思った方が一斉に仕事を休みましたが、その先に、事業者が申請しなかったケースや、個人では申請するものがなかったというケースが見られました。本町でも、農林業や各種パート従業員の雇用に影響があったとお聞きしていますが、そういった個人の方がコロナ以前の所得の確保を保障する施策の展開を期待しているところですが、町のお考えはどのようなのでしょうか。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 それでは、休業の助成について、個人向けに支援する意向はないかについて答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響は、本町においても飲食店をはじめ、ほとんどの商工業者が影響を受け、厳しい経営状況が続き、雇用環境も大きく様変わ

りしております。農林業や建設業においても、今後の影響が心配されるところです。

国は、新型コロナウイルス感染症により休業を余儀なくされ、売上減少で困窮する事業主とその従業員の生活を守るため、休業手当を支給した事業主に対し、雇用調整助成金制度の拡充を図り、従業員の雇用を継続する支援を講じております。

本町でも、この雇用調整助成金を申請する事業所がいくつかあることは把握しており、議員のいわれるように、パート従業員さんのシフト調整で経営を継続する中、休業手当を支給しない、支給できない事業所もあるのではないかと思います。

先般、国会にてコロナ対策関連の第2次補正予算が成立し、この雇用調整助成金制度が更に拡充されました。その中で、新たに休業中の賃金を受け取ることができなかった者に対し、直接給付金を支給する「休業支援金」制度も創設されました。休業手当を事情により支払わない、支払えない事業所が多いことから、直接従業員、パートさんの申請で給付を受けられるものです。細かな事務手続きは示されておりましたが、困窮する方の一助になればと期待をするものです。

本町の事業所に対する支援策としては、店舗等において新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む場合の対策補助金や、町単の持続化給付金があり、間接的ではありますが、従業員、パートさんの支援に繋がるものと思います。実際困っている見える方、そういった声を町の方にも届けていただきたいと思います。

また、商工会とハローワークみのかもと連携し、生活の変化で職を失った方や、事業を継続するため新たに雇用を求める企業など、求職・求人情報の提供、相談についても、引き続き努力してまいります。

以上、梅田議員のご質問の答弁といたします。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 梅田みつよ君)

○ 3番 休業の新制度について、今答弁いただきました内容は、その会社に所属していて、今シフトの都合で給料が少なくなっちゃったというケースであって、そこを余儀なく仕事がないので退職をしなければならないという状況に追い込まれたケースは対象外ということでよかったですか。

○ 議長 はい、答弁。企画課長。
(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 大変詳しくは申し上げられませんが、雇用調整助成金は売り上げが減収することによって雇用を継続するには従業員を雇うという形をするわけですが、その場合、休業手当を支給をするという法律がございます。その中で、60%について

を法律は手当を出しなさいとなっていますが、それ以上満額を出す場合について、国が中小企業に対して10分の10ということで助成を出すと。その上限が8,830円のものが1万5千円という形で引き上げをされたという拡充が今回の補正にあります。

それと、この雇用調整助成金については、休業手当を先払いをするということでございまして、なかなか資金が追いつかないという企業が、また、国からの入金が遅いということもあったり、申請の書類がですね、帳簿がそろってなかったりというようなことで、なかなか申請がされないという現実があり、今回の休業支援金という制度ができたという流れです。

先ほどの雇用が継続されず退職を余儀なくされた方については、支援金ではなく退職の雇用に関する保険ですね、保険の期間が延長されるということで対応されるという形になると思います。

その3つが主に改正されたということになります。

○ 議長 梅田議員よろしいですか。はい。

(3番 梅田みつよ君)

○ 3番 では、生活が窮地に追い込まれた方々に対して相談に来られた時は、本当に親身になって相談にのっていただきたいというふうに思います。それから、課長の皆さん方はチャレンジ精神の多い方ばかりというふうに思っておりますので、コロナ対策については、これからも期待をするところでございますし、私たち議員も町民の皆様も一緒になってコロナに向かって取り組んでもらいたいというふうに思いますので、これからもよろしくお願いしたいと思います。

町長が言われる苦しいときは分かち合って、お互い様ということでございますので、本当にそういったことがこの町の中で実現できますように、よろしくお願いをして質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長 以上で3番 梅田みつよ君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで3時15分まで休憩をいれます。(午後3時01分)

○ 議長 再開します。(午後3時15分)

◇日程第5 議第22号 白川町ライフライン保全対策事業分担金徴収条例について

○ 議長 日程第5 議第22号「白川町ライフライン保全対策事業分担金徴収条例について」を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長 安江章君 登壇)

○ 総務課長 議第22号 白川町ライフライン保全対策事業分担金徴収条例について、議案

及び提案説明を朗読し説明した。

○ 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○ 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

○ 議 長 討論を終わります。採決します。

議第２２号を原案のとおり決することに、ご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご意義なしと認めます。よって、議第２２号「白川町ライフライン保全対策事業分担金徴収条例について」は、原案のとおり可決されました。

◇日程第６ 議第２３号 白川町消防団員等公務災害補償条例の全部を改正する条例について

○ 議 長 日程第６ 議第２３号「白川町消防団員等公務災害補償条例の全部を改正する条例について」を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長 安江章君 登壇)

○ 総務課長 議第２３号 白川町消防団員等公務災害補償条例の全部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し説明した。

○ 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○ 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

○ 議 長 討論を終わります。採決します。

議第２３号を原案のとおり決することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご意義なしと認めます。よって、議第２３号「白川町消防団員等公務災害補償条例の全部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第７ 議第２４号 白川町手数料条例の一部を改正する条例について

○ 議 長 日程第７ 議第２４号「白川町手数料条例の一部を改正する条例について」を、議題とします。

説明を求めます。町民課長。

(町民課長 藤井勝則君 登壇)

○ 町民課長 議第２４号 白川町手数料条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し説明した。

○ 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○ 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

○ 議 長 討論を終わります。採決します。

議第24号を原案のとおり決することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご意義なしと認めます。よって、議第24号「白川町手数料条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第8 議第25号 白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議第26号 白川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○ 議 長 日程第8 議第25号「白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、議第26号「白川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」以上2件を一括議題とします。

説明を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 杉山哉史君 登壇)

○ 保健福祉課長 議第25号 白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議第26号 白川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し説明した。

○ 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○ 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

○ 議 長 討論を終わります。採決します。

議第25号を原案のとおり決することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご意義なしと認めます。よって、議第25号「白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

○ 議 長 次に、議第26号を原案のとおり決することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご意義なしと認めます。よって、議第26号「白川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第9 議第27号 白川町介護保険条例の一部を改正する条例について

○ 議 長 日程第9 議第27号「白川町介護保険条例の一部を改正する条例について」

を議題とします。

説明を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 杉山哉史君 登壇)

- 保健福祉課長 議第27号 白川町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し説明した。

- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

- 議長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

- 議長 討論を終わります。採決します。

議第27号を原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第27号「白川町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第10 議第28号 白川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

- 議長 日程第10 議第28号「白川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

説明を求めます。教育課長。

(教育課長 藤井寿弘君 登壇)

- 教育課長 議第28号 白川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し説明した。

- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。

- 議長 はい、2番。佐伯君。

- 2番 お聞きしたいんですけども、社会体育施設ということで、今、切井体育館は同じように入っていますけど、自治会が管理しています。鍵は自治会で持ち回りでやっていて、たしかそこで費用も当番のところで払うという形になっていると思います。和泉体育館については、同じように和泉自治会でそういった貸し出しをするのかということと、先ほど、それまで学校開放施設だったとお話があったんですけども、先日白川中学校の開放委員会の方で、今大野台が使えなくて、バレーとバスケ等どこが使うかというところで、話し合いが難航したという話を聞いたんです。これはもともと学校開放施設だったということで、今度社会体育施設に変わるってということなんですけども、例えば白中だけで場所をどっちにするかという形でそういう話になったんですが、和泉体育館も、学校開放施設のように、そういったスポーツ団体に同じように貸し出すことが可能かというところを

お伺いします。

○ 議 長 はい、教育課長。

○ 教育課長 学校開放施設、社会体育施設の管理ですけども、各施設ごとに開放委員会の組織を設けまして、そこで管理をしていただいております。それで、開放委員会につきましては、町の方からも管理費というものをお支払いを毎年しております。鍵につきましては、それぞれの施設ごとにいろいろな形がありまして、切井の場合で扱ってみえるとか、場所ごとに鍵を扱っておっていただいて、借りに見えた方に鍵と日誌を渡して、終わったら返していただいて、照明料をもらったりすることをしております。照明料は町に収めていただくということです。今まで白川小学校体育館につきましては、おそらくバレーボールをやっていたと思います。利用実績でみますと、元年度で174回使用されていますので、かなり使ってみえると思いますけども、他の地区の方も使用が可能ですので、開放委員会に登録をしていただいて、そのルールによって利用調整をしていただくことになりますので、そういったことで利用していただくことは可能でございます。

○ 議 長 はい、よろしいです。他に。

(「なし」の声あり)

○ 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

○ 議 長 討論を終わります。採決します。

議第28号を原案のとおり決することにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご意義なしと認めます。よって、議第28号「白川町社会体育施設条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第11 議第29号 令和2年度白川町一般会計補正予算(第3号)

議題30号 令和2年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第1号)

○ 議 長 日程第10 議第29号「令和2年度白川町一般会計補正予算(第3号)」、議題30号「令和2年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

○ 議 長 お諮りします。本件については、議案の説明を省略し、ただちに予算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、予算審査常任委員会に付託することに決しました。

○ 議 長 お諮りします。白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査

を、6月19日までに終わるよう、期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、審査期限は、6月19日とすることに決定しました。

○ 議 長 お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

○ 議 長 ただ今、決定したとおり、本日はこれをもって延会とし、明日19日、午前10時から分館 大会議室において予算審査常任委員会を開催し、その後、本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。

どうもご苦労様でした。

(午後3時39分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員